

令和5年度（2023年度）第7回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2023年12月13日（水）午後1時30分開会
場 所：第二水産ビル 4階 4S会議室

1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） 定刻よりも若干早いですが、ご出席予定の皆様が準備が整いましたようですので、ただいまより令和5年度第7回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が露崎会長と白木委員の2名、オンラインでの出席が8名、合わせて10名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

審議会の運営につきましては、本日もオンラインを併用する対面形式での開催となっております。

続きまして、本日の資料について確認いたします。

事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1、資料2と3は1と2、資料4と5は1から4、資料6は1と2、資料7は1から3までとなっております。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議題は7件となっております。

議事（1）は、（仮称）石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業計画段階配慮書についてです。株式会社 JERA の事業でございます。

本案件は、条例に基づくものとなります。事務局から事業概要の説明を行い、続いて、事業者の方からも、浮体式の実証事業という特徴があることから、本日は会場にお越しをいただいております。

議事につきましては、事務局からの事業概要の説明に引き続き、補足として事業者の方からご説明をいただき、その後、皆様にご審議をいただく予定としております。

議事（2）は、（仮称）HOKA7太陽光発電事業計画段階環境配慮書についてでございます。Sakura2 合同会社の事業でございます。

太陽電池発電所としては初めての審査案件となります。事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告の後、皆様にご審議をいただく予定としております。

議事（3）は、稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）計画段階環境配慮書についてでございます。王子グリーンリソース株式会社の事業です。

事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告の後、皆様にご審議をいただく予定としております。

議事（4）は、（仮称）宗谷丘陵南風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社の事業です。また、議事（5）は、（仮称）黒松内町風力発電事業計画段階環境配慮書についてでございます。

どちらも本日が2回目の審議で、答申を予定しており、事務局から主な2次質問とその

事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明を行い、その後に皆様にご審議をいただく予定としております。

議事（6）は、（仮称）北海道八雲町風力発電事業環境影響評価方法書についてでございます。ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社の事業です。また、最後になります議事（7）は、（仮称）えりも町風力発電事業環境影響評価方法書についてです。JR 東日本エネルギー開発株式会社の事業です。

どちらも本日が方法書として1回目の審議で、事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告の後、皆様にご審議をいただく予定としております。

本日は、7件と多くなっておりますけれども、よろしく願いいたします。

では、これからの議事進行は露崎会長をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

2. 議 事

○露崎会長 よろしく願いいたします。

早速ですが、これより議事（1）に移ります。

本日が1回目の審議となり、条例案件となります（仮称）石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から事業概要の説明をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 今紹介がありました（仮称）石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業計画段階環境配慮書は、北海道環境影響評価条例の対象となる風力発電事業としては道内で初めてでありまして、先月11月28日に縦覧が開始されまして、本審議会へは12月6日付で諮問をさせていただいております。

先ほど進行からの説明もあったように、本事業は、浮体式洋上風力発電所の実証事業という特徴がありまして、これまで審議してきた洋上風力とは性質が少し異なっており、施設の概要や想定される環境影響、環境アセスメントの観点についても異なっております。

そこで、本図書についてご審議をいただくに際しまして、図書の概要説明のほか、実証事業の説明を行う必要があると考えておりまして、会長ともご相談の上、今回は事業者の方に来場していただくことといたしました。

本日の進め方ですけれども、配慮書に関し、事務局から図書の概要について説明しまして、その後、事業者からの実証事業の概要についてご説明をいただいた上で委員に質疑応答等の審議をしていただきます。

審議会後は、ほかの事業と同様に、記述式での質問についてメールにてご照会させていただきます。次の審議の際には、委員からいただいた質問と事務局からの質問を合わせて1次質問としまして、事務局からご説明をさせていただく予定としておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、図書の事業概要について説明いたします。

濃い青色の図書をご用意ください。

事業者が株式会社 JERA となります。

縦覧期間は、先ほど申しましたように、11月28日から12月27日までで、道民意見の募集については翌年1月11日までとなっております。

それでは、図書の内容に入っていきます。

事業実施想定区域について、7ページをご覧ください。

図内中央の赤線で囲まれた箇所が事業実施想定区域になりまして、石狩市浜益区の北部の陸域から約7キロメートル程度離れた水深約70メートルから80メートルくらいの沖合になっております。

本事業の関係地域は、石狩市及び増毛町の2市町となっております。

次に、13ページをご覧ください。

こちらは風力発電機の諸元として、ローター直径が220メートル程度、最大高さが259メートル程度となりまして、単機出力は最大1万4,000キロワット級を1基から2基、総出力は最大2万8,000キロワットを想定しております。

先ほど申し上げましたとおり、本事業の風車設置予定地は水深70メートルから80メートル程度ということで、基礎構造は、14ページにありますように、浮体式のTLP方式を用いる予定です。

次に、16ページをご覧ください。

事業実施想定区域周辺における他事業についてです。

石狩湾の洋上風力発電事業の事業実施想定区域が周辺に存在しております。

次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてです。

これまで審議してきた石狩湾の洋上風力発電事業とほぼ同様の環境にはなってしまうのですが、説明させていただきます。

まず、動物について、58ページをご覧ください。

事業計画地の北部に天売島があり、その天売島をベースとしたマリーンIBAと区域が重複しておりまして、周辺の沿岸域には海鳥の繁殖地がございます。

63ページには、EADASのセンシティブティマップの海域版が載っておりまして、こちらを見ますと、事業実施想定区域の東端部がウミウやオオセグロカモメ、ウトウの集団繁殖地、かつ、カモメ類の洋上分布により、注意喚起レベル2となっております。その他区域及び周辺区域は注意喚起レベル1となっております。

めぐりまして、72ページです。

こちらの図では、ウミガラスやウミスズメ、エトピリカ、ケイマフリ、ヒメウ及びチシマウガラスを対象に風力発電感受性指標の評価が実施されておりまして、区域は懸念中または懸念小に該当する海域に位置しているということが分かります。

次に、91ページをご覧ください。

こちらは、注目すべき生育地の海域の分布状況になりまして、50メートルよりも浅い場

所が選定されています。事業実施想定区域が水深 70 メートル以上あるということで、生物多様性の観点から重要度の高い海域（沿岸域）の範囲外となっております。

96 ページには、藻場の分布状況が示されております。

図書によりますと、区域の海底には藻場の分布は確認されておらず、区域周辺の沿岸では主にコンブ場が確認されております。

ページが飛ぶのですけれども、126 ページです。

こちらの図では、漁業権の設定状況がまとめられておりまして、区域は第 1 種及び第 2 種の漁業権区域と重複していることが分かります。

さらに進みまして、134 ページ、135 ページです。

こちらに住宅や学校、病院等の配置状況が示されておりまして、最寄りの住宅までは約 6.9 キロメートル、特に配慮が必要な施設として浜益中学校が最近接施設となっております。10 キロメートル以上の離隔がございます。

区域の概要については以上になりまして、次に、190 ページをご覧ください。

こちらは計画段階配慮事項の選定表ですけれども、項目としては、陸域、海域の動物と景観が選定されております。

選定理由については 191 ページ以降に記載されているとおりですが、沿岸域から離隔距離を取っていることから、これまでの水深 50 メートルよりも浅い区域で計画されていた洋上風力の発電事業とは異なり、工作物の存在や稼働による騒音、風車の影といった影響は極めて小さく、今回、配慮事項としては選定せず、動物及び景観を選定項目としております。

まず、陸域の動物の評価結果についてです。

202 ページをご覧ください。

コウモリ類と鳥類の渡り経路を含む注目すべき生息地のいずれにおいても施設の存在並びに稼働による影響を受ける可能性がありますけれども、方法書以降で専門家ヒアリングや現地調査で動物の状況を把握しまして予測、評価を実施すること、計画中の他事業との累積的影響を考慮しながら予測、評価を行いまして、環境保全措置を行うことで重大な影響を回避または低減できると評価をしております。

次に、海域の動物について、212 ページに記載がございます。

注目すべき生息地の海域は事業実施想定区域には存在しないものの、河川域から沿岸に降海する種、沿岸域から外洋域及び外洋域に生息する種につきましては、影響を受ける可能性があるとしまして陸域の動物同様、ヒアリングや現地調査による把握、累積的影響の考慮によって重大な影響を回避または低減できると評価をしております。

最後に、景観について、219 ページをご覧ください。

先ほど区域概況のところでは説明しなかったもので、こちらで概要をまとめて説明します。

主要な眺望点の選定地点は、このページに書いてある図のとおりです。また、青色の箇所で見視領域が示されておりまして、その中で主要な眺望点が 7 地点選定されております。

このうち、垂直視野角が最大となるのが白銀の滝駐車場という北部にあるポイントです。区域から約 8.3 キロメートルの離隔距離がありまして、垂直視野角は 1.8 度となっております。景観対策ガイドラインによると、シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す、シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない、光の加減では見えないこともあるとなっております、直接的な改変はないものの、眺望景観に及ぶ可能性があるため、フォトモンタージュ等によって眺望景観への影響について予測し、風力発電機の配置検討などの措置を検討することで重大な影響の回避または低減が可能であると評価しております。

簡単ではございますが、事業概要の説明とさせていただきます。

なお、この後、本案件は、1 次質問を行いまして、次回、1 次質問の審議をお願いしたいと考えております。委員の皆様には審議会の後にメールにてご連絡させていただきますので、ご意見をいただくと幸いです。

○露崎会長 続きまして、株式会社 JERA から補足の説明をよろしくお願いたします。

○事業者（株式会社 JERA） 株式会社 JERA 国内洋上風力事業部の梅澤と申します。

現在、弊社が開発している浮体式洋上風力発電事業についてご説明させていただきます。

弊社は、経済産業省の事業になります NEDO のグリーンイノベーション基金事業を通じた浮体式洋上風力開発を進めております。我々の最終的なゴールは、“浮体式風車に関する展望”のページの中にある一番右手に示す商業化のウインドファーム開発に向けて浮体式洋上風力の開発をすることで、今まさに進めているところです。

国の助成事業であるグリーンイノベーション基金事業の助成を受けながら開発を進めているというところですが、グリーンイノベーション基金事業は二つのフェーズに分かれておりまして、左手側にあります 2022 年から 2024 年、2023 年度いっぱいまでが要素技術の確立、フェーズ 1 と呼ばれるもので、机上検討、あるいは、各種調査を左下に示しております 4 社でコンソーシアムを組成して行っているところです。

その後、真ん中にありますフェーズ 2 と呼ばれる実機実証試験は、公募採択となります。公募に関する情報はまだ出ていないのですが、我々としては、グリーンイノベーション基金事業での浮体式開発がフェーズ 1、フェーズ 2 を含めた計画として進めてきたということもありますので、我々としてはフェーズ 2 にもぜひ手を挙げたいと考えておりまして、実機実証に当たり、計画段階配慮書を提出したという経緯でございます。

我々が開発している浮体式風車とはどんなものかについて簡単にご説明します。

我々が現在開発しているものは TLP 式浮体を使った浮体式洋上風力となります。

まず、風車については、12 メガワットから 14 メガワットクラスのを想定しております。大きさから言いますと、ブレードの直径が約 220 メートルで、海面からブレードの回転中心、発電機のあるところまでの高さが約 150 メートル程度の構造物です。

この風車をどういった浮体に載せるかですけれども、先ほど申し上げた TLP 式浮体と呼

ばれるものに載せることを考えております。

TLP とは、テンション・レグ・プラットフォーム、日本語で申しますと緊張係留式と呼ばれておりまして、こちらの浮体形式は特徴が大きく二つございます。

一つは、浮体を鋼製ワイヤーのロープ、あるいは、合成繊維ロープの係留索を真下方向に引き込み、留めるようにすることで、非常に揺れが少ないものとなります。揺れが少ないと何がいいのかですけれども、風車の傾きが大きくなってしまいますと、安全装置が働いて止まってしまいます。特に、浮体式というのは浮いているものになりますので、揺れによる稼働率の低下が懸念事項にはなるのですが、真下方向に引き込むことで強制的に浮体を安定させ、風車も安定することで揺れが少なく、稼働率のよい洋上風力が実現できることが魅力の一つと考えております。

二つ目のメリットは、真下方向に引き込む係留索です。右下に小さく絵としてお見せしているのですが、他の浮体の係留形式、カテナリー式や緩係留と呼ばれる緩い係留のようにだらりとチェーンを伸ばすようなタイプのもの比べると、海底の占有面積が比較的小さく済みます。これにより先行利用者である漁業関係者様との共生・協調関係が図りやすくなるだろうと考えており、我々としては、この二つが大きなメリットと考え、TLP 式浮体の開発を進めているところです。

我々が開発してきた浮体式洋上風力 TLP 式ですが、2023 年 10 月 3 日に経済産業省から公表があった四つの候補海域のうち、北海道石狩市浜益沖といたしまして、こちらの絵で見ますと台形のオレンジ色の範囲のところがその一つとして選定されました。そこで、我々としては、こちらの海域で TLP 式浮体の実証試験に向けて開発を進めていきたいと考えているということです。

最後に、参考程度までになるのですが、着床式と浮体式洋上風力の違いはどこにあるのかをご紹介します。

ざっくり申し上げますと、水深によって違うというのが説明になります。左から、着床式、モノパイルと呼ばれているものは、現在、日本国内で幾つも実績が出てきておりますけれども、杭を打ってその上に風車を建てるタイプのモノパイルであれば、水深約 10 メートルから 30 メートル程度のところが適地になります。

そして、そこからもう少し深い 50 メートルぐらいまでのところになりますと、左から 2 番目に示しておりますジャケット式と呼ばれるやぐらを立ててその上に風車を乗せるタイプとなりまして、ここまでが一般的に着床式と呼ばれるもので適用可能な水深の範囲です。

そこからさらに深くなってきて、70 メートルよりも深い水深となってくると浮体式洋上風力が登場してきます。種類といたしましては、こちらにお見せしているようなセミサブ式、あるいは、今、我々が開発しているような TLP 式、さらには、長崎県五島市でも実例があるようなスパー式と呼ばれるものなどの形式がありまして、水深に応じて着床式、浮体式と切り分けながら開発を進めている状況でございます。

事業者からのご説明は以上となります。ありがとうございました。

○露崎会長 質疑する前に確認です。

本案件は条例によるものとのことでしたが、法案件と手続面でどういった違いがあるのか、確認を兼ねて説明をお願いいたします。

○事務局（道場主任） まず、法と条例の手続面の違いについてです。

法では、手続の対象となる事業や許認可に補助金等で国が直接的に関与する事業に限定していきまして、法に基づく環境影響評価の結果を許認可等の決定に反映させることとしていきまして、これによって実効性が確保される仕組みになっております。しかし、条例では、そのように影響評価の結果を許認可等に反映させることができません。

道のアセス条例では、それに代わる措置としまして、事業の実施中、あるいは、事業の完了後の報告等の事後手続を導入し、評価書の中で約束した環境保全措置の実施状況をモニタリングすることで制度の実効性を確保しております。

また、縦覧等の周知なども違うのですけれども、大きな違いとしては、法案件では公告、縦覧、住民説明会の開催は事業者で実施しているのに対し、条例案件では道が実施することになっております。法案件では事業者が図書の縦覧や説明会の開催を新聞で公告していますが、条例案件では道がホームページ上で縦覧とか説明会の開催について告示をしております。

さらに、事業の関係市町村についてです。法では事業者が定める仕組みになっているのですけれども、条例では縦覧前に知事が指定することが条文に規定されておりますので、事業者から配慮書を受け取って、その内容を確認の上、知事が関係する地域を指定し、事業者に通知します。

そのほか、配慮書段階の手続の違いとしては、法の手続では任意となっています住民説明会の開催は条例で規定されています。法手続では、方法書段階から規定されています環境保全の見地からの意見を取りまとめた意見の概要を記載した書類の送付があるのですけれども、条例では配慮書段階で求めることとしております。

ただし、求めるとしても、条例の配慮書手続段階の意見概要は、事業者の見解はなく、意見の概要のみとなるのが法と異なるところとなります。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明の全てに関して委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

私から、気になる点が2点あります。

これは実験段階ではあると思うのですが、今後、事業化するときには変わる点が一つあって、数が全然違いますよね。

例えば、バードストライクは1基だったらば大して起こりませんが、密集して10基くらいになりますと、指数関数的に発生率が増えることがあると思うのですね。そうしたことについては将来を見据えてどう考えて対応しようとしているのでしょうか。

また、同じようなことですが、自分の知る限り、風車がもの凄く大きいのです。今までの知見がそのまま適用できないような事象も起こり得るかと思うのですけれども、そうい

うものを幾つか想定しているのですしたら教えていただきたいです。

○事業者（株式会社 JERA） 株式会社 JERA の長谷川と申します。

まず、1点目についてです。

今回、1基から2基での実証になりますけれども、将来的に数が多くなるというのはおっしゃるとおりかと思えます。ただ、今回は1基、2基での鳥の経路のデータを取り、再度検証することになります。今、スケールアップすることに対し、こうするというところまではお答えできない状況です。

○事業者（株式会社 JERA） 株式会社 JERA の梅澤でございます。

2点目の質問の意図をもう一度確認させていただきたいのですけれども、再度説明をお願いできますでしょうか。

○露崎会長 風車が小さいときには起こらないような事象が大型化するとあるかと思うのですけれども、そういうことは、今のところ、何も想定していないのですか。

○事業者（株式会社 JERA） 環境影響に限らず、全てに関してということですか。

○露崎会長 この場合は環境影響を評価するところなので、それについてです。

○事業者（株式会社 JERA） まず、風車が大型化することによる大きな違いですが、まずは風車ブレード径が大きくなります。それにより回転体の大きさが大きくなりますので、景観への影響、あるいは、バードストライクの可能性も当然大きくなるかなと考えております。そのほか大型化したことによってどういった影響が出るかというところは、今回の実証機を含め、環境影響評価でしっかりと評価を進めていきたいと考えております。

当然ながら、我々の中で検討するものもあれば、学識者の方にも知見をお伺いし、大型化していくことでどういった影響があるのか、我々が今考えているもの以外のものが隠れているのではないかも含め、検討を進めさせていただければと考えております。

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等はございませんか。

○北委員 まず、浮体式ということについてです。

海底騒音が開発に当たってどれくらい軽減されることを想定されているのか、そこまで変わらないのかを聞きたいです。

また、212 ページの評価のところです。

注目すべき生息地に存在しないとなっているのですけれども、最近、その区域内には鯨類が目撃されていたり、観光船が観光業として出港していたり、あるいは、定置網をしている辺りでも目撃されていると聞いていまして、いつの調査資料を基にこう記されているのかなという気がしました。

○事業者（株式会社 JERA） 1点目の水中音についてですが、工事中、稼働中も含め、音が出るかと思えますので、方法書以降、現地調査も含め、予測、評価をし、お示しをさせていただきたいと思えます。

2点目の鯨類の調査の関係ですが、今のところ、既存資料を用いて調査をした結果を示しています。

○事業者（株式会社 JERA） 環境コンサルタントを担当していますテクノ中部の原田と申します。

今おっしゃった 206 ページの重要な海域には含まれていないということについてです。

確かにそうなのですが、その前のページで、例えば、203 ページでは、海棲哺乳類の重要な種としてここに挙げてある 15 種類が確認されていると示しておりますので、全くいないので、影響がないとは考えておりませんし、結果でも影響がある可能性があるという評価をしておりまして、今後、方法書段階でしっかりと調査を進めていくことを考えております。

○北委員 恐らく、近年、海域変化が起き始めていて、ここに挙げられている種以外も見られるということも出てきていますので、十分に評価していただければと思います。よろしく申し上げます。

○露崎会長 私からもよろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

○先崎委員 聞き逃していたら申し訳ないのですがけれども、浮体式と着床式で、浮体式のほうが沖合になるということでしょうか。

○事業者（株式会社 JERA） 着床式と浮体式の違いというのは、簡単に申し上げますと、水深の違いになります。

浅い水深ですと、着床式と呼ばれる海底地盤に基礎を立て、その上に風車を載せるタイプが主流です。ただ、水深が深い、すなわち、どんどんと沖合に離れていくということでご理解をいただいていいかと思うのですがけれども、一般的には離岸距離が大きくなれば水深も大きくなっていきまして、そういった場所では浮体式のほうが好ましいといえますか、適しているということですか。

○先崎委員 その上で幾つかお聞きしたいのですが、まず、少し沖側の生き物の調査が結構難しいといえますか、技術がちゃんと確立されているのかどうか、少し疑問があるのですね。その点に関して今後どのように進めていくか、お伺いします。

○事業者（株式会社 JERA） テクノ中部の原田です。

おっしゃるとおり、沖合の調査が難しいということは我々も十分に感じております。ただ、今ある技術、例えば、鳥の調査ですと、そこまで映るようなレーダーを使う、海域生物については、現地調査を行うことを基本とするのですがけれども、音響の調査をしたり、魚等の遊泳動物について地元の漁師にも協力をいただいた上で採捕したりすることを考えております。

いずれにしても、方法書の段階でしっかり検討して、またお示ししたいと考えております。

○先崎委員 鳥の専門としてコメントをさせていただきます。

専門家のヒアリングが少ないのではないかと思います。特に、調査手法に関して、あまり検討をされていない、ヒアリングが少ないのではないかと考えています。

もちろん、海鳥だけではなく、渡り鳥などもいて、鳥学会の風発の委員会でもいろいろと提言をしていますので、そういった方たちにも聞いたりしながら進めていっていただきたいなと思います。

もう一つ、重要な陸域の注目すべき生息地に関し、196 ページの海鳥コロニーのデータを示しているところについてですが、ちょっと不十分なのではないかと思いました。

これは勘違いかもしれないですし、次の質問のときにさせていただくかもしれないのですけれども、不十分かなと思っています。

○事業者（株式会社 JERA） 専門家ヒアリングが少ないということに対しても、これからしっかりと検討し、対応してまいりたいと思います。ご意見ありがとうございました。

○白木委員 実証事業ということもありまして、特に生物に関しては、BACI の手法できちんと評価をしていただくことが望ましいと考えております。これは方法書以降になるかもしれませんが、その点についてはどのようにお考えか、教えていただきたいと思います。

○事業者（株式会社 JERA） 勉強不足で申し訳ないですけれども、PACI というのは……

○白木委員 BACI です。事前、事後とコントロールを取った調査が望ましいと思うのですが、それについて教えてください。

○事業者（株式会社 JERA） もちろん、現地調査は事前の調査として実施することになります。

また、アセス、審査の過程で、及ぼす影響があつて、環境保全措置を実施した上でもそれが解消できないおそれがあるものに関しては事後調査を行うことも考えておりますし、調査地点についても事後調査を含めた選定方法としたいと考えています。

○白木委員 調査をする以前から、事後調査と事前調査を組み合わせ、また、できればコントロールエリアも設けて、事前と事後、あるいは、コントロールエリアを比較してしっかりと評価ができることが非常に大事なのですよね。ですから、早い段階から調査手法の設定、デザインをやっていただきたいと思います。

かつ、先ほどは影響がありそうところといいますか、予測が難しいところとおっしゃいましたけれども、洋上の場合、ほとんどのものが明らかになっていないことが多いので、できれば生物系に関しては全ての項目と言っていいのではないかと考えていまして、その点をよろしくお願いします。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○押田委員 幾つかお尋ねします。

まず、浮体式については全然素人で全く分からないのですけれども、何か問題があったときの移設についてです。基礎が簡単なものなので、すぐにできるものと考えておいてよろしいでしょうか。

○事業者（株式会社 JERA） 浮体式洋上風力の特徴の一つとして、移設できるようになっていることというのも我々の開発項目の一つとしております。

浮体を係留している係留索と発電した電気を陸上へ送るための電源ケーブルがそれぞれ

浮体、あるいは、風車に接続されているのですけれども、何かの有事があった際、緊急にメンテナンスが必要な際、あるいは、岸壁に持っていかなければならないような事態が起こった際には、係留索と電源ケーブルを簡易に着脱できるような仕組みを現在開発しております。

○押田委員 分かりました。もしそういうことができると非常にいいかなと思いました。

それから、先ほど白木委員から BACI のことがあったのですけれども、私もそれに似ているような雰囲気の問題をさせていただきます。

今回、このエリアを設定されているのですけれども、何でここを選ばれているのでしょうか。もっと選べたのではないか、また、選ぶことによって、こういう場合はこうだ、ああいう場合はこうだということを実験を組むことができると思ったのです。

今回は、取りあえずやってみようということなのか、それとも、風況のことや離隔距離のことなど、幾つかの条件を考えた上で建設的な実験をしようということであるならば、その理由について教えていただきたいと思います。

○事業者（株式会社 JERA） 候補エリアを選定した経緯についてです。

我々は洋上風力発電の開発を行っているわけですが、当然、風の良い地域が一番よく発電できますので、風況の良い地域ということで、日本海側、特に北海道地域をターゲットとしておりました。

それに加え、我々が開発しております TLP 式浮体が適用できる水深、あるいは、候補海域のところで風況の計測を行うのですけれども、その計測を陸上から行うに当たって、陸上から計測できる距離の制限がありまして、浮体が適用できる水深で陸上からも風況観測できるまでの距離のところ、なおかつ、風がよい場所を探したところ、石狩市浜益沖を候補として選んだということでした。

○押田委員 そういう条件で今回は造ってみて、例えば、その条件にそぐわないような場所に今後何か建設するような場合にも、それを一つの比較対象に、コントロールと言うと言い過ぎかもしれないのですけれども、基礎データとして今後進めていくようなイメージでよろしいでしょうか。

○事業者（株式会社 JERA） ご理解のとおりです。

○押田委員 分かりました。

そして、先ほど鯨のお話がありましたよね。海洋生物、特に魚に関してはどのような影響があるかを予想されたり考えられたりしていますでしょうか。

2日ぐらい前、突然、イワシの大群が函館に押し寄せ、大変なことになっているのですけれども、何か変な影響がある可能性を今からある程度考えられているのであるならば、それを教えていただければと思います。

○事業者（株式会社 JERA） テクノ中部の原田です。

海洋生物、特に魚については、まず、工事中の基礎を設置する場合に濁りが発生する可能性がございますので、その影響の調査を、また、浮体を設置した後の存在の影響等を調

べる予定であります。まだ方法書の段階ではないので、はっきり決めておりませんが、今後、十分に検討して決めていくこととなります。

○露崎会長 ほかにご質問やご意見、ご確認等はございませんか。

○先崎委員 今のことについてです。

先ほどの海棲哺乳類の話と似た話ですが、要は、海中の騒音が魚類の生存や繁殖に影響するという研究があります。ですから、調査も含め、そういった点にも考慮して進めていただきたいと思います。

特に重要な繁殖地や藻場があるのだったら、工事中の騒音が魚類の群集や繁殖にどう影響するのかを評価するのが重要なのではないかなと思います。

○事業者（株式会社 JERA） 先ほど委員からご指摘のあった海中騒音に関してお答えするのを忘れておまして、申し訳ありませんでした。海中騒音について、海棲哺乳類や魚類への影響を調査、検討をしていく予定であります。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○白木委員 何度もすみません。生態系に関しては選定しないということになっていますが、実証事業であればやったほうが良いのではないかなと考えるのですね。これは実施される予定はないのでしょうか。

○事業者（株式会社 JERA） 生態系に関しては、今回の配慮書という段階では選定しておりません。海域における評価は非常に難しいため、どういったことができるかについてはこれから検討してまいりたいと思っております。

○白木委員 配慮書段階ではなく、方法書以降でというつもりでお伺いしましたが、やる方向でいらっしゃるということですか。

○事業者（株式会社 JERA） 定量的なものができるかどうかは分かりません。定性的なものになりますが、検討してまいりたいと思っております。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等はないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

株式会社 JERA の皆様につきましては、ご出席、また、説明及び質疑応答にご対応をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、これより議事（2）に移ります。

本日が1回目の審議となります（仮称）HOKA7 太陽光発電事業計画段階環境配慮書についてです。

まず、事務局から事業概要の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（川村係長） 事務局の川村です。よろしくお願いいたします。

初めに、本配慮書に係る手続の経過について簡単にご説明します。

本配慮書は、11月24日付で受理し、本審議会には11月27日付で諮問しております。

また、知事意見は令和6年2月22日を期限と求められており、縦覧期間は11月27日から12月26日までとなっております。

続きまして、図書を用いまして、事業概要についてご説明します。

(仮称)HOKA7太陽光発電事業の図書をご用意ください。

表紙に記載がありますとおり、事業者はSakura2合同会社です。

続きまして、図書の2-2ページをご覧ください。

発電所の出力等が記載されておりますが、本事業は太陽電池発電所ということで、総出力が交流で4万9,900キロワット程度、単機出力0.54キロワットの太陽電池を12万枚程度設置する計画であります。

事業実施想定区域の面積は、約330ヘクタールです。

隣のページに広域の位置図が示されていますが、事業実施想定区域は釧路市音別町にあり、白糠町との境に位置します。

次に、事業実施想定区域の設定根拠です。

2-10ページをご覧ください。

このページに示された範囲が検討対象エリアと設定されておまして、次のページから確認された事項が図示されています。

全天日射量、年最深積雪、道路、送電線の整備状況、法令等の制約を受ける場所として鳥獣保護区、重要湿地、保安林、土砂災害警戒区域等、環境保全上留意が必要な施設が確認をされております。そして、これらを踏まえて設定された事業実施想定区域が2-17ページに示されております。

この図からは、事業実施想定区域の大部分が防霧保安林であり、また、重要湿地である馬主来沼が含まれているとされております。

次に、2-22ページをご覧ください。

本事業では、太陽電池の配置計画について、三つの案が示されております。

次に、2-30ページをご覧ください。

こちらは周囲における他事業ですが、運転開始済みの事業が2事業あります。

続いて、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

まず、動物について、3-41ページをご覧ください。

こちらに、注目すべき生息地が表で示されております。

これらの位置は次のページから図示されておりますので、ページをめくっていただき、3-42ページをご覧ください。

事業実施想定区域の東側に重要湿地である馬主来沼があり、また、西側に同じく重要湿地である音別川があります。隣のページには、ヒグマ、オオワシ、ページをめくっていただき、オジロワシ、タンチョウの生息地が示されております。

次に、重要な自然環境のまとまりの場について、3-65ページをご覧ください。

区域内には、植生自然度 10 のヨシクラスや植生自然度 9 のエゾイタヤミズナラ群落などがあります。

また、次の 3-66 ページには、先ほどご説明した動物の注目すべき生息地が 1 ページにまとめられております。

次に、景観についてですが、隣の 3-67 ページをご覧ください。

主要な眺望点として、馬主来自然公園が存在しております。

主要な景観資源につきましては、3-70 ページをご覧ください。

赤丸で示された馬主来自然公園は歴史的・文化的景観資源であり、このほか、自然景観資源として、馬主来沼や馬主来段丘などが存在しております。

次に、主要な道路等の状況ですが、3-90 ページをご覧ください。

事業実施想定区域の周辺には、海岸沿いに国道 38 号があるほか、JR 根室本線があります。

次に、配慮が特に必要な施設等についてですが、3-92 ページをご覧ください。

事業実施想定区域から 1 キロメートルの範囲内では住居等は主に北側にありますが、南東の馬主来沼付近にも 1 軒あります。このほか、区域から南側約 900 メートルの場所に福祉施設であるおんべつ学園があります。

続いて、計画段階配慮事項の選定についてご説明いたします。

4-2 ページをご覧ください。

こちらは選定の表となっております。影響要因の区分のうち、工事の実施による環境影響については、配慮書段階では詳細な施設配置、工事計画が決定していないことから、方法書以降の手續において取り扱うこととされております。

土地又は工作物の存在及び供用についてですが、薄いグレーで網かけされている項目が太陽電池発電事業に係る参考項目を示しており、本配慮書では、反射光、動物、植物、生態系、そして、人と自然との触れ合いの活動の場が選定されています。

なお、参考項目ですが、計画段階配慮事項として選定されていない項目のうち、騒音、水の濁り、土地の安定性については、事業者への 1 次質問において、方法書段階で改めて項目として選定することを検討する旨を確認しており、産業廃棄物については方法書段階で項目として選定する旨を確認しております。

次に、4-84 ページをご覧ください。

4-84 ページから 4-86 ページまで、評価の結果を整理した表が記載されております。

本事業では、太陽電池の配置に関し、三つの案が示されていますが、いずれの環境要素においても I 案の改変面積が最も小さく、影響も小さいと評価されています。

また、いずれの環境要素においても、方法書以降の手續等において留意する事項として記載した内容に留意することにより、重大な環境影響の回避または低減が将来的に可能であるものと評価されています。

以上が事業概要の説明となります。

続きまして、資料 2-1 及び資料 2-2 を用いて、事務局から、図書について 1 次質問を行い、事業者からいただいた回答の幾つかを紹介させていただきます。

まず、2 ページの質問番号 2-3 の②をご覧ください。

事業実施想定区域の絞り込みに関してですが、事業実施想定区域の大部分が防霧保安林であり、一部に重要湿地が含まれていることについて、各種条件により区域の絞り込みを行ったとする説明と矛盾があるのではないかと指摘した上で、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者からは、防霧保安林は交換申請の手続を進めることで事業実施が可能であり、重要湿地についても法令上の規制がないことから、区域の絞り込みを行った結果として整理したとのことでした。ただし、各専門家の皆様からも重要湿地を取り巻く生態系に関してご助言等をいただいておりますので、その点に関する配慮等を今後の計画にも反映していく方針としておりますとのことでした。

次に、同じページの質問番号 2-5 の③をご覧ください。

本配慮書では、太陽電池の配置について三つの案が示されており、本図書では、Ⅲ案がⅠ案及びⅡ案に比べ湿地帯の利用を避けた案であると説明されておりますが、具体的にどの程度湿地帯の利用が避けられているのかを質問しました。これに対して、事業者から、図を用いて回答されておりますので、資料 2-2 をご覧ください。資料 2-2-3 ページに湿地改変面積を追記した図が示されておりますが、Ⅲ案の湿地改変面積が約 43 ヘクタールであるのに対し、Ⅰ案は約 27 ヘクタールですが、Ⅱ案は約 54 ヘクタールと、Ⅲ案よりも湿地改変面積が広がっています。このため、図書の記載は訂正する旨の回答がされております。

次に、資料 2-1 に戻っていただきまして、4 ページの質問番号 3-4 をご覧ください。

事業実施想定区域内の広い範囲に植生自然度 9・10 の群落が生育しており、また、太陽電池配置検討エリアと広範囲にわたる重複が見られることに対する事業者の見解と今後検討される環境保全措置について質問しました。これに対して、事業者からは、具体的な環境保全措置はパネルの配置計画も検討中であるため、今後検討する、また、今後の現地調査結果からも、周辺に生息、生育する動植物を詳細に把握した上で、専門家等からのご助言等も参考に検討を進めてまいりますとのことでした。

次に、5 ページの質問番号 3-7 をご覧ください。

本配慮書では、主要な眺望点が 1 か所、人と自然との触れ合いの活動の場が 2 か所となっていることに対し、①では配慮書段階でのヒアリングの必要性について質問し、②では方法書段階でのヒアリングの必要性について質問しました。これに対して、事業者からは、配慮書段階では関係自治体の助言を踏まえて選定しており、また、その他文献等から得られた情報でおおむね把握できていると判断しているとのことでした。また、方法書段階では、関係自治体へのヒアリングや地域住民等から意見を収集し、その結果を記載するとのことでした。

次に、6 ページの質問番号 4-5 をご覧ください。

反射光に係る調査について、本図書では、配慮が特に必要な施設及び住宅等を対象としていますが、JR 根室本線を調査対象としなかった理由について質問しました。これに対して、事業者からは、本来であれば調査対象とすべきでした、方法書の段階で調査対象として追記、修正し、整理いたしますとのことでした。

最後に、7ページの質問番号4-10をご覧ください。

いずれの専門家も湿地環境における生物多様性について意見しており、より慎重な調査や検討が求められています。当該地域において事業を実施することに対する事業者の生物多様性保全の認識について質問しました。これに対して、事業者からは、事業実施想定区域は慎重な調査や検討が求められる場所に計画していますが、今後実施する各種調査結果を踏まえ、生物多様性の保全を実行可能な範囲で確保することで事業の実施は可能と判断していますとのことでした。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、先ほどの事業と同様、委員の皆様には、事業者への2次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 今日の午前中もちょっと話題になりましたが、太陽光発電を本審議会で扱うのは恐らく初めてとなります。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からのご質問やご意見、確認事項等をよろしくお願いたします。

○先崎委員 最初に確認ですけれども、Ⅰ案、Ⅱ案、Ⅲ案で囲まれているエリアというのは、ほぼ全て太陽光パネルで埋まるということによろしいでしょうか。

○事務局（川村係長） この図書では、太陽電池パネルを設置する範囲に関して、Ⅰ案、Ⅱ案、Ⅲ案と三つの案を示していきまして、Ⅰ案のほうがパネル間の距離を狭くしていることで、パネルの設置範囲が狭く設定できているといったような説明がされております。

○先崎委員 そうすると、枠が大きいところは密度を小さくし、満遍なくパネルが設置されるみたいな感じなのでしょうか。

○事務局（川村係長） パネルの細かな配置までは示されていないのですが、あくまでも示された範囲内に計画されている枚数のパネルが設置されることとなります。

○先崎委員 そのくらいしかまだ分からないということなのですね。

そういったことを踏まえてのことです。

ここは私も行ったことがあって、すごくいい環境なのです。森林と湿地、森林と言っても海岸沿いの低木林だと思うのですが、そうしたものが隣接しています。鳥も結構いて、森林や湿地のエリアに生息していると思いますし、重要種のワシもいると思っています。例えば、繁殖地が枠の中にあつた場合はどういった保全措置になるのでしょうか。

改変面積がすごく大きいと思うのですが、そういったときに影響を小さくするという選択肢があるのかどうかはすごく疑問です。

○事務局（川村係長） 今後の環境保全措置の具体的な内容についてまで図書に記載されているかという趣旨で捉えてよろしいでしょうか。

○先崎委員 そうですね。ちょっと聞いてみたいということです。

先ほどの質問番号 4-10 の説明では、この場所が生き物の保全から重要だとは認識しているけれども、今後の調査結果を踏まえれば事業が実施できると言っているように思えたのです。でも、どんなデータが出てきてもそうなのかというところに私は疑問でして、例えば、この枠の中で重要種が、例えばオジロワシの巣があったという時、どういう保全措置が可能なのかということについて聞いていただきたいなと思っております。

データが出てきてから検討するというのではなく、もうオジロワシやオオワシ、あるいは、タンチョウがいることが分かっていたら、使っている可能性が高いわけですよね。いると考えた時にどういうことを想定しているのか、この時点で明確にしていきたいという意図です。

○事務局（川村係長） 分かりました。2次質問で事業者により具体的な対応について質問させていただきたいと思います。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○白木委員 今の先崎委員の質問と被るところがあると思いますが、7ページの質問番号 4-10 についてです。

今後実施する各調査結果を踏まえ、生物多様性の保全を実行可能な範囲で確保することで事業の実施は可能と判断していますということですが、これは非常に曖昧で、実行可能な範囲で確保するという点について、もう少し具体性を持って書いてほしいわけです。

猛禽類の生息地や重要湿地があるわけですが、何がどこまで確保されるのか、それによって事業の実施は可能と判断するのかという基準といいますか、現在の考え方を示していただきたいということです。

続けて、8ページの質問番号 4-12 についてです。

私の専門とは異なるのですが、アイヌ、あるいは、魚類に関するヒアリングがないということに関する指摘です。配慮書では重大な環境影響があるかどうかを検討することが重要な目的だと思います。アイヌ民族に関することや魚類に関しては重大な問題となる可能性がありますので、これは配慮書段階で扱うべきではないかというのが私の意見でして、配慮書段階でヒアリング等を行ってほしいと思っております。

○事務局（川村係長） まず、2点目についてです。

1次質問に関連するものとして、配慮書段階で不要と判断された理由を確認するとともに、方法書段階に向け、しっかりと専門家を見つける、専門家が見つからなかったためヒアリングできませんでしたということにしてはならないというような趣旨かなと思いますので、ちゃんとヒアリングをするという方法書に向けての対応も確認したいと思っております。

○白木委員 配慮書段階でのヒアリングが求められる事案だと思うのです。それは、重大な影響がある可能性があると思うからです。それが一つでして、それを不要とするほどの影響がないという評価がどこから出ているのか、その根拠を求めてほしいということです。

客観的に見て専門家がいらないということは多分ないと思いますので、聞いていただいてもいいのですが、可能だと思います。

○事務局（川村係長） まず、今回、配慮書の作成に当たってアイヌに関連する専門家や魚類の専門家へのヒアリングの対応が見えていないので、本来必要だったのではないかとこのことを指摘した上で、不要と判断した理由を確認するという趣旨で良いですか。

○白木委員 もう配慮書は出てしまっているのです、そうなりますね。

○事務局（川村係長） もう一点は、1次質問の質問番号4-10に関連し、今の事業者回答では具体的な対応が見えてこないのです、それを明確にするような質問を2次質問でさせていただきたいと思います。

○露崎会長 ご相談の上、よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

○押田委員 トウキョウトガリネズミのことが資料2-1のところどころに出てくるのですが、おそらく海のほうのハビタットを探すといる可能性の非常に高い動物だと思いますし、実際、環境省にも確か記録があるかと思っています。この調査をどれぐらいきちんとやっていたかのがすごく気になります。

例えば、ピットフォールトラップを五つぐらいかけて、はい、お終いということではなく、もうちょっとしつこくやると、大きな個体群やハビタットが見つかる可能性もあるかなという感じもしているのですよね。それで、どのぐらいトウキョウトガリネズミについて考えられていたのかを教えてくださいたいと思います。

また、もしトウキョウトガリネズミがたくさん取れるような状況になってしまっているとき、大きく配慮して、パネルを作らないというようなこともあるのかです。今、I案からIII案という三つの案が出ているのですけれども、また違う案があるのかなのかを教えてくださいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（川村係長） 質問番号4-9の事業者回答の中で、トガリネズミの生息情報に関して、今後の調査計画については、改めて専門家の方へのヒアリングを実施する予定とされているのですけれども、方法書作成に向け、現段階でしっかり調査をすべきということを指摘した上でどのような考えかを2次質問で質問したいと思います。

また、先ほどの白木委員の質問とも同様の趣旨かなと思うのですけれども、多数確認された場合など、どういった場合にどういう対応をするのかについて、より具体的な回答を求める2次質問を考えたいと思います。

次に、パネルの設置についてです。

反射光のところにはなるのですが、質問番号4-7の③の回答をご覧ください。

方法書の段階で、I案からIII案を基本としつつ、より影響が最小となる配置計画を検討

するというような趣旨の回答をいただいております。Ⅰ案からⅢ案を中心に考えることにはなりますが、今後の調査結果等を踏まえ、Ⅰ案からⅢ案にこだわらず、それ以外の配置計画も検討するという趣旨で捉えております。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

ここは、植生もかなり頭の痛い場所で、幾つか確認しなくてはなりません。

2次質問を書くために確認したいのですけれども、一つは、湿原とその周囲の地下水の動き、あるいは、河川水を調べる予定かどうか、配慮書に記載はないですか。

○事務局（川村係長） 地下水に関しての記載はありません。

○露崎会長 変な話、上の植生が変われば下の湿原は変わってしまうので、その辺の水の動きについてです。同様に、地下水や河川水の栄養塩などを調べる予定もないですか。

○事務局（川村係長） 水の観点からいくと、水質については、通常、水の濁りが対象になりまして、塩類に関しては現時点では全く触れられていないと思います。

○露崎会長 分かりました。それを前提に2次質問を考えさせていただきますので、ご訂正をよろしくお願いいたします。

○事務局（川村係長） よろしくお願いたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○白木委員 北海道への質問になるかなと思うのですが、質問番号3-6の防霧保安林についてです。

事業者からの回答で、防霧保安林の目的は、森林がネットの役割を果たし、霧の移動を抑えて農作物の被害を抑え、見通しをよくすることにより自動車事故の発生を防ぐことだと読めます。また、その上に自然環境の保全を目的としたものではないと書いてありますが、実際、そのとおりなのですか。

防霧保安林というのは、国道の保全のみを対象としているものですか。

○事務局（石井課長補佐） 保安林を所管していないこと、また、この業務を経験したことがないので、正確なお答えはできません。改めてお答えしたいと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等がないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

それでは、これより議事（3）に移ります。

本日が1回目の審議となります稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）計画段階環境配慮書についてです。

まず、事務局から事業概要の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（菅原主任） 事務局の菅原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは事業概要の説明を行いますので、稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）と

書かれた薄い水色の図書をご覧ください。

表紙に記載がございますとおり、事業者は王子グリーンリソース株式会社です。

本配慮書は、11月14日付で受理いたしまして、本審議会には11月16日付で諮問させていただきます。

なお、知事意見は事業者から翌年の2月9日までを期限として求められております。

縦覧期間は、11月16日から12月15日、今週末までとなっております。

一般意見の募集については、12月22日までとなっております。

それでは、事業内容についてご説明いたします。

まず、図書の4ページをご覧ください。

事業実施想定区域は稚内市に位置しまして、区域の面積は約1,910.1ヘクタールとなっております。

後ほど改めてご説明いたしますけれども、関係市町村が稚内市となっております。

1枚めくっていただきまして、6ページ、7ページをご覧くださいますと、事業実施想定区域と風力発電機設置想定範囲が設定されています。

次に、19ページをご覧ください。

設置が予定されている風力発電機の概要ですけれども、単機出力が最大で4,300キロワット、ローター直径が最大で130メートル、高さは最大200メートルとなっております。なお、変電施設等については検討中であるとのことです。

1枚めくっていただきまして、21ページをご覧ください。

本事業の総出力は6万4,500キロワット程度とされておりまして、風力発電機を最大で15基設置する計画となっております。

また、22ページから36ページにかけまして、事業実施想定区域の設定に係る考え方が示されております。まず、この区域としては、自社グループの所有地を活用することを前提とし、風況や道路、自然公園や稚内市のガイドライン等の法令に基づく区域、また、住宅等の状況を確認しながら事業実施想定区域を設定したとされております。

次に、40ページをご覧ください。

こちらは、区域周辺の他事業についてです。

道北の事業となっておりますので、皆様もご承知のとおり、周囲に非常に多くの事業がございます。また、区域のすぐ近くに既設の発電所である天北ウインドファームが存在しておりますほか、区域と重複し、評価書が確定した事業である（仮称）樺岡風力発電事業が存在しております。

このことについて、図の下側に米印で記載されておりますが、こちらの事業は、事業の見直しにより、重複している範囲において当該事業は実施されないということを確認しているとの記載がございます。

次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況について順にご説明してまいります。

まず、隣の41ページをご覧ください。

この記載で関係市町村を稚内市と定めておりまして、その考え方について説明されております。

事業実施想定区域から1度以上の大きさで視認できる範囲としては、豊富町と猿払村も含まれるものの、その範囲に主要な眺望点がないということを確認し、関係市町村に含めないこととしたという説明が記載されております。

それでは、改めて周囲の概況について説明してまいります。

まず、動物について、77ページをご覧ください。

区域及び区域周辺は、海ワシ類の主な利用ルートとなっております。区域に近接してぬぐらとされるエリアが存在していることが分かります。また、79ページをご覧くださいますと、区域及び区域周辺がノスリの渡り経路となっております。83ページをご覧くださいますと、環境省のEADASのセンシティブティマップがございます。区域は、A1レベルとA3レベルの注意喚起メッシュと重複していることが分かります。

次に、植物生態系について、まずは100ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場の分布状況の図ですけれども、ここに植生自然度9または10の植物群落に記載されておりまして、区域内に植生自然度9のトドマツミズナラ群落広がっておりますほか、風力発電機設置想定範囲内には、植生自然度10のササ群落や植生自然度9であるエゾイタヤミズナラ群落等が存在しております。

あわせて、重要な自然環境のまとまりの場について、1枚戻っていただき、99ページをご覧くださいますと、区域の西側にKBAが広がっておりまして、一部重複が見られるほか、区域内に保安林が存在しております。特に、風力発電機の設置想定範囲はほぼ重複している状況であることがこの図から分かります。

次に、景観についてですけれども、ページを大きく飛びまして260ページの図と1枚めくった先の262ページの表を併せてご覧いただきたいと思っております。

表には、主要な眺望点における眺望方向、風力発電機設置想定範囲までの距離、風力発電機の垂直見込み角が示されており、図に戻っていただきますと、各眺望点の位置、風力発電機の可視領域と垂直視野角が1度以上となる範囲が示されております。垂直視野角が最も大きくなる眺望点は稚内カントリークラブで、約1.5度とされております。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場の状況についてです。ページを戻りまして107ページにまとめられており、全て事業実施想定区域外に位置すると記載されております。

次に、住居等の位置について、124ページ、125ページをご覧ください。

125ページの右側の地図上の赤点が住宅を示しております。また、左側の124ページの地図には、配慮が特に必要な施設として学校や保育所の位置が示されております。

風力発電機設置想定範囲からの距離についてもこの図で記載されておりまして、最寄りの住宅については約1キロメートル、配慮が特に必要な施設についてはいずれも約5.1キロメートルとなっております。

198ページの表4-3-2におきまして、設置想定範囲からの距離別に住宅の分布状況が表

でまとめられておりまして、住宅は1キロメートルから2キロメートルの範囲内に計32軒存在しているということが記載されております。

次に、計画段階配慮事項の選定についてご説明いたします。

またページを少し戻っていただきまして、180ページをご覧ください。

こちらは選定の表となっております。影響要因の区分の公示の実施による環境影響については方法書以降の手続において取り扱うとの考えから選定されておられません。

土地または工作物の存在及び供用については、陸上風力発電事業に係る項目の中で、地形、地質及び人と自然との触れ合いの活動の場の2点については、重要な地形、地質及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場が事業実施想定区域内に存在しないということから選定されておられません。

そのほかの影響については、おおむね一般的な項目が設定されています。

また、1枚めくっていただきまして183ページから累積的な影響についての検討が行われております。

186ページに累積的な影響に係る選定の有無についての記載がありますけれども、直接改変によるもの以外については選定されています。

そのほか、230ページから232ページに動物に関する専門家等への意見聴取の内容が記載されております。

専門家からは、オジロワシやオオワシの利用が高頻度で見られる地域である等の指摘がされております。こちらも適宜ご参照をいただきますよう、お願いいたします。

最後に、266ページから268ページをご覧ください。

こちらは評価の結果を整理した表となっておりますけれども、植物の重要な植物群落等及び巨樹・巨木林等、また、景観の景観資源や眺望点の直接改変については、直接的な改変が生じないため、重大な影響がないものと予測されているほか、景観については、主要な眺望点からの景観についても、垂直見込み角が約8.0度を下回っていることから、重大な影響がないものと予測しております。

累積的な影響も含め、そのほかの要素につきましては影響が生じる可能性があるとして予測されておりますけれども、重大な影響は実行可能な範囲内で回避または低減できる可能性があるという評価が記載されております。

以上が事業の概要の説明となります。

また、本事業について事務局から図書について行いました1次質問について、資料3-1にまとめてございますので、幾つか紹介してまいります。

なお、資料3-2については、資料3-1の補足の資料となりますけれども、今回の説明には用いませぬので、適宜ご参照いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それではまず、資料3-1の2ページ、質問番号3-1をご覧ください。

関係市町村は稚内市となっておりますけれども、豊富町及び猿払村に対して関係市町村としないことについて了解を得ているのかを質問しております。これに対して、事業者か

らは、豊富町及び猿払村については、考え方について説明を行い、含めなくていいと判断されたという旨の回答があったとのこと。

次に、同じページの一番下の質問番号 3-5、また、隣の 3 ページの質問番号 3-6 についても併せてご覧ください。

事業実施想定区域及びその周辺は、海ワシ類の高利用域であることのほか、チュウヒの生息情報やハクチョウ類の集団飛来地である等の情報がある中、事業者の考えと今後の対応について質問しました。これに対して、事業者からは、今後の現地調査において、希少猛禽類等の飛翔状況や生息状況の把握に努め、調査、予測結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討するとのこと。

次に、質問番号 3-9 と質問番号 3-10 をご覧ください。

重要な植物群落について、植生自然度の高い群落が含まれていない、先ほどはないとしていましたけれども、その中に植生自然度の高い群落が含まれていないことから、それらも重要な植物群落として扱うべきではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、タツナラシ山では、過去の山火事により植生が消失した来歴があることから、質問番号 3-10 の回答で示されておりますけれども、現時点では重要な植物群落としては扱っていない、現地調査において、自然度の高い植物群落の範囲を把握し、影響の回避、低減に努めるとのこと。

最後に、一番後ろの 6 ページの質問番号 4-9 をご覧ください。

景観について、垂直見込み角約 8.0 度を重大な影響が生じるおそれがあるか否かの判断基準としていますが、これは圧迫感を覚えるかどうかの指標であり、景観としての影響を考えると、それ以下でも重大な影響が生じる場合があるのではないかと指摘しまして、重大な影響が生じるおそれがないとすることの妥当性について、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者からは、現段階では現地からの視認状況の把握ができていないため、主要な眺望景観に対する重大な影響が生じるおそれがあるか否かの判断基準としてこの数値を採用したこと、今後、現地において眺望点の利用状況や眺望の状況を把握し、フォトモンタージュ等により風力発電機の視認状況を予測するとのこと。

本事業の 1 次質問及び事業者回答に関する説明は以上とさせていただきます。

今後の予定についてですけれども、先ほどまでの事業と同様、委員の皆様には、事業者への 2 次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただくことになるかと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上となります。

ご審議について、よろしく願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○先崎委員 累積的影響の考え方についてお聞きします。

図書の 186 ページの表 1-4 の動物の重要な種及び注目すべき生息地で、選定する項目で

地形改変及び施設の存在が選定されていないのですけれども、この理由は妥当なのでしょうか。

○事務局（菅原主任） これは、累積的影響の検討ということで、要は、区域内で重複して改変を行わないためという事業者の考えが記載されているものです。

例えば、重要な動物の生息地が一定の広さを持って存在していて、他事業が別のところで重複していて、この事業もまた別のところで重複していて、一定の連続性が認められるという知見をもって地形の改変が一定程度累積するのではないかという指摘は可能かと思えます。

○先崎委員 まさにそういった点でして、要は、この事業単独の開発量では影響があるかは分からない、あるとは言えないかもしれないけれども、例えば、生息地が他事業と本事業で重複しており、他事業によって既に影響が蓄積している中、今回少し改変しただけでなくなってしまうというのは累積的影響、しかも、地形改変及び施設の存在で論じられるべきだと思うのですけれども、その点について評価したらどうかを聞いていただきたいと思えます。

○事務局（菅原主任） 承知いたしました。質問方法については改めてご相談させていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等はございませんか。

○先崎委員 動物のインドガンのあたりについて、細かい指摘で、1次質問にもあったのですけれども、これはレッドリストに入っていないのではないのでしょうか。不適切ではないですか。事業者の回答は、迷鳥は入れてもいいという回答だったので、入れる必要がないような気もしました。

また、ヤイロチョウも、記録があるのかは分からないので、出典を確認していただきたいなと思えます。

○事務局（菅原主任） 承知いたしました。2次質問で繰り返し質問したいと思えます。

○露崎会長 私としては、保安林の中にわざわざつくったのか、その理由が分からないということがあります。

そのほかにごございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにございませんでしたら、本議事についての議事を終了いたします。

これより議事（4）に移らせていただきます。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）宗谷丘陵南風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から事業概要の説明及び主な2次質問とその事業者回答の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 事務局の道場から説明させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

資料 4-1 から資料 4-4 をご用意ください。

資料 4-1 が 2 次質問を加えた事業者への質問と事業者回答で、本事業については、1 次質問のやり取りについて先月の審議会でご審議をいただいていたのですが、そこでの意見などを 2 次質問に反映し、事業者から回答をいただいております。

資料 4-2 は、質問と事業者回答のやり取りの中で生じた図書の修正などについて、事業者から提出されたものとなっております。

資料 4-3 は、事業に係る 3 市町村の意見になります。法律に基づいて道から関係市町村に意見照会し、知事意見作成の際の意見を勘案しております。

資料 4-4 については、当審議会に道から諮問させていただきました本事業に係る答申文(案) たたき台となります。

次に、事業概要についてですが、図書を使って簡単にお話しします。

まず、図書の 6 ページです。

事業実施想定区域の図ですけれども、図内中央に赤色の実線で囲まれた箇所が図に示されているのですけれども、こちらが事業実施想定区域になりまして、横に延びている破線部が輸送路の利用が想定される範囲です。

28 ページに風車の諸元が書いてありまして、単機出力は 4,200 キロワットから 6,000 キロワット程度、最大高さが 189.5 メートル、最大 59 基の設置、総出力が 35 万 4,000 キロワットを想定しております。

簡単なのですけれども、図書を用いた説明は以上といたします。

次に、資料 4-1 を使って答申に係る部分を抜粋し、1 次質問、2 次質問、その事業者回答について説明したいと思います。

資料 4-2 もありますけれども、こちらは説明を割愛させていただきますので、適宜ご参照いただければと思います。

それでは、資料 4-1 の 1 ページの質問番号 1-4 です。

絶滅が危惧されていますイトウへの影響を十分に回避するためには相当大きな対応が必要になるのではないかとということを 2 次質問で伺いました。これに対して、事業者から、林野庁の指導や各種技術基準に準拠した対策によりまして、一般的な土木工事や農林業に伴って生じる濁水と同等程度に抑えられるものと考えられること、改変箇所を可能な限り水域から離すことで影響の低減が図れること、また、尾根部の流域界付近における改変箇所についてはイトウの産卵河川に排水を流さない計画とすることで当該河川に対する影響の回避が可能であることなどから、濁水による影響が回避、低減し得る可能性があると考えている、しかしながら、各専門機関からご指摘をいただいているとおり、イトウへの影響については慎重な対応が求められることから、今後、専門家へのヒアリングや協議会を設置するなどして検討してまいりたいとのことです。

次に、4 ページの質問番号 3-1 です。

1 次質問にて、宗谷丘陵の周氷河性波状地に関する文献の質問で、天塩川の北岸から北

海道北端の宗谷岬まで 90 キロメートルにわたって南北に連なる丘陵は、周氷河地形に関する概説であるという回答がありまして、その認識はどうか、現段階で重要な地形、地質に選定しないとするには根拠が不足していないかを伺いました。これに対して、事業者から、方法書作成段階において地形の専門家へのヒアリングを行い、当該地域が重要な地形に該当すると判断された場合は重要な地形に選定し、予測、評価を実施するとのことです。

また、その下の質問番号 3-22 で地滑りが起こりやすい地質の存在について伺いました。これに対して、事業者から、風車配置の熟度をある程度高めた後、令和 6 年後半から翌年までに実施する見込みで、地盤調査、測量は準備書で反映する、ただし、地元との相互理解の状況によって後ろ倒しするとのことです。

飛びまして、8 ページの質問番号 3-19 です。

水源涵養機能の発揮についてということで、森林の連続性が重要で、ほかの場所では代替できないものであるのですが、代替効果はどう見積もるのかや流域の保水機能への影響について伺いました。これに対して、事業者から、造成に要する面積分の水源涵養機能を把握した後、調整池等による代替の効果を見積もることを検討中、具体的方法は継続して宗谷の森林管理署と協議を進め、検討の結果、代替不可能であった場合は、配置検討も念頭に、林野庁の指導に基づいて改変を回避する方法を検討するとのことです。

まためくっていただいて、11 ページの質問番号 4-12 です。

こちらはイトウについての質問ですが、1 次回答で尾根部を主体として改変するとの回答がありまして、それに対して、尾根部の改変はヤードを含めた地形改変の影響が流域に及ぶこと、また、土砂流出防止対策は必ずしも十分な効果が得られない場合があるとしまして、一つ目として、非常にデリケートとされるイトウの産卵環境を維持していくために許容される濁水の具体的な水準は何か、二つ目として、土砂流出防止の具体策及びその効果、三つ目として、イトウの最大級の生息地であることを前提とした予測、評価を現段階で改めて検討する必要はないかを伺いました。これに対して、事業者から、イトウへの影響や許容される濁水の具体的な水準や土砂流出防止の具体策は、今後、関係機関や専門機関等と協議の上、決定する方針、イトウに関する文献については現在精査を行っており、1 次回答の別添資料では、イトウやその生息地の影響予測は、影響を受ける可能性があるとした上で、方法書以降の手續等において留意する事項として、工事に伴い発生する濁水や土砂により影響が生じる可能性が考えられることから、濁水や土砂の影響も把握した上で影響を予測するとしている、専門家からの助言などからも当該地域はイトウの産卵床が分布して影響が生じる可能性がある旨は承知していただきまして、今後の検討においてはより詳細な検討、丁寧な対応が求められると認識しているとのことです。

こちらに関連しまして、12 ページの質問番号 4-20 でもイトウの産卵床との回避が必要でないかを伺っていますが、こちらでも同様に影響の回避を最優先に計画を検討する方針という回答をいただいております。

駆け足ですが、以上で資料 4-1 の説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料 4-3 の関係市町村長の意見についてご説明いたします。

本配慮書の関係市町村は、稚内市、猿払村、豊富町の 3 市町村になっておりまして、資料と同じ順番で説明していきたいと思っております。

まず、稚内市長の意見ですが、稚内市風力発電施設建設ガイドラインの遵守に加えまして、累積的な影響、騒音や低周波音等の影響、周氷河地形への影響、地域住民等への情報提供や説明、合意形成など、合計 11 点について特段の配慮が必要であるとの意見をいただいております。

めぐりまして、裏面の猿払村長からは、事業実施による森林の水源涵養機能の低下や水道水源への影響、イトウが生息する河川への影響など、住民の生活環境や水資源の保全の観点より、リスクの低い建設箇所への再考を求めた意見となっております。

なお、意見の冒頭に中止という文言が使用されているのですが、こちらは事業自体の中止を求めているわけではなく、現段階の計画ではイトウなどへの影響が懸念されるので、意見書の内容を踏まえて計画地を再考していただきたいという趣旨です。

猿払村においては、再生可能エネルギー資源の有効活用への取組の推進を目的として、地球温暖化対策に関する実行計画を策定しており、計画地を再考した結果、環境へのリスクを回避できるのであれば事業の中止まで求めるものではないということを補足いたします。

最後に、豊富町からですが、配慮書に記載された調査における評価はおおむね妥当であると考えており、本事業の予定地については町外を含む計画でもあるのですが、動植物の保全と隣地改変による土砂流出発生防止への十分な配慮、景観への十分な配慮、また、配慮書に対する意見に対する説明等の配慮と対応について留意して今後の計画を進めるよう努めてほしいという意見をいただいております。

関係市町村長の意見については以上になります。

最後に、資料 4-4 で答申文（案）たたき台についてご説明いたします。

説明に当たって、一部、図のようなものがあつた方が分かりやすいかなと思うので、今、画面共有で資料を共有させていただきます。

国環研の資料ですけれども、図になっていて、本文の説明の参考になるかと思っておりますので、たたき台の方で出てきた際にはこちらを参考にいただければと思います。

では、資料 4-4 の説明に入っていきます。

まず、前書きとして、1 段落目で、本事業の事業特性として、風車の諸元、基数、最大出力などを記載しております。そして、2 段落目で、本地域の特性としまして、区域及び周辺にある自然環境のまとまりの場、希少鳥類の生息情報、住宅等の存在、周辺他事業について触れております。

本件は、事業実施想定区域のほぼ全域が保安林であることを特出ししておりまして、希少鳥類のほか、イトウの生息情報により、希少な魚類にも触れております。

続いて、1の総括的事項です。

まず、(1)としまして、今後の区域設定、事業規模、風車の配置などの検討に当たって科学的根拠を求めておまして、示すことができない場合は事業計画の見直しを求めております。

記載については、事業実施想定区域に存在するイトウの個体群が消滅すると、本種の存続に関わる非常に重要な地域になっていまして、本事業を象徴するところであるかと思うので、従来の記載の前にイトウについてより慎重な検討が必要である旨を記載しております。

そして、一番最後で「事業計画の大幅な見直しを行うことにより」と書いております。ここは、従来だと「見直しを行うことにより」ですけれども、補足しております。

次に、(2)として、累積的影響についてですが、必要な情報を入手した上で適切に調査、予測及び評価すること、(3)では、稚内市と豊富町には風力発電に関するガイドラインを踏まえて調整をすること、(4)では、住民等との相互理解の促進について、市町村意見も勘案して積極的な情報提供や丁寧な説明を行うこと、(5)では、図書の公表について、印刷、ダウンロードができなかったことや縦覧期間の延長といった対応がなかったため、そのような利便性向上に努めるよう求めております。

総括的事項は以上になりまして、次からは個別的事項に入ります。

2ページをご覧ください。

まず、項目は、騒音及び風車の影、水質、地形及び地質、動物、植物及び生態系、景観の6項目となっております。

まず、(1)の騒音及び風車の影ですが、事業実施区域の周辺にある住宅等に対し、風車と離隔距離を取るなどして影響を回避または低減することを述べております。

次に、(2)の水質ですが、事業実施想定区域に水道水源の取水地点や水道水源の集水域があることから、適切な方法による調査、予測及び評価の結果を踏まえ、水道水源の水質に影響を及ぼすと考えられる区域を事業実施想定区域から除外するなど、影響を回避、十分に低減することとしております。

本事業は、普段の陸上風力事業のような記載の中にプラスして、地滑りが発生しやすい地質であることを付け加えております。

次に、(3)の地形及び地質です。事業実施想定区域には重要な地形、地質がないということで、計画段階配慮事項には選定されていませんが、周辺に存在するとなっております宗谷丘陵の周氷河性波状地の範囲を的確に把握した上で、その地形を可能な限り回避することによって影響を回避、低減することを求めております。

次に、(4)の動物のアですが、まず初めに、前書きや総括的事項の(1)でも触れましたイトウの生息について、事業実施想定区域と産卵床の重複、河川の下流でも産卵床が確認されていることから、生息環境への重大な影響を懸念されていることに言及した上で、重要種の生息情報や夜間の渡り、さらには、コウモリ類の情報などについて述べ、これら

の種の生息状況等に関する詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライクやバットストライク、工事に伴う影響について予測及び評価を実施して事業に反映させることで影響を回避、低減することとしております。

産卵床の重複のほか、河川の下流で産卵床が確認されていることは、今、画面共有で出させていただいた図を参考にさせていただけると分かりやすいかなと思います。図の左のほうの網かけしている部分が事業区域ですけれども、その東側の赤色のポツがイトウの産卵床の分布域で、そちらが重複していること、また、その区域の下流域と思われる場所にはまた別の産卵床が確認されていることが分かります。こちらと私どもで持っている知見等も踏まえ、今回、意見させていただいております。

資料4-4に戻りまして、次に、(4)の動物のイですが、改変する可能性のある環境に生息する動物相を的確に把握し、重要な動物種の生息環境への影響を回避、低減することとしております。

次に、(5)の植物です。

アとして、植生自然度9のトドマツミズナラ群落、保安林などの重要な自然環境のまとまりの場への影響の回避や低減に触れていまして、そのうち、保安林が区域のほぼ全域にあることから、関係機関と協議を行った上で事業計画を検討することということで特出しさせていただいております。

そして、イとして、改変する可能性のある環境に生育する植物相を的確に把握して、重要な植物種の生育環境への影響を回避、低減すること、ウとして、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査等を行うことを求めておりまして、イトウは陸上風力のものと同じような表記としております。

最後に、(6)の景観です。

主要な眺望点の選定について、自治体に限らず、観光協会など、関係機関へのヒアリングなどによって、地域住民が、日常生活上、なれ親しんでいるような場所も含め、ほかに選定すべき眺望点がないかを改めて検討すること、その上で適切に調査、予測、評価し、影響を回避、低減することとしております。

資料に関する説明につきましては、以上とさせていただきます。

ご審議について、どうぞよろしくお願ひいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見、確認事項等がございましたらよろしくお願ひいたします。

○白木委員 答申文(案)についてです。

私が今言う意見がベストだとは思っておらず、ご相談という感じですがけれども、例えば、自分の専門から言うと、個別的事項の(4)の動物のイで、いろいろな動物相については適切な方法で予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどで影響を回避または十分に低減することとあります。別にこれはいいのですが、その前に、総括的事項では、

累積的影響に関して評価することとあって、予測、評価を実施することとありますよね。

本来、累積的評価の予測結果を基にいろいろな回避・低減策を考え、個別的事項にある、例えば、動物相であれば、動物相の影響を回避または十分に低減するための方策にそれも含まれる必要があると思うのです。だから、個別的事項で言っている影響の回避、低減を取ることということには、累積的評価の結果も踏まえて低減がされないといけないと思うのですが、それが分かるようにしていただきたいなと思いました。

例えば、今のところであれば、「適切な方法により予測及び評価を実施し、累積的な評価により必要な検討も含めて」など、それは動物に対するものだけではないので、ここに入れるのいいかは考えなければいけません、累積的影響評価をすることなのですから、個別の対応策のところにもそうした回避策を入れなければいけないと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（道場主任） イの動物相について、累積的影響にも触れて、総括でも触れているのですけれども、個別的事項でも触れていく必要があるのではないかについてです。

動物相もちろん累積的影響があるかと思うのですけれども、その他に行くと、景観や別のところについても累積的影響はついて回ってくるのかなと思いますので、そういうこともあり、総括的事項のほうにしたのです。つまり、動物だけではないということで、どの項目に対しても累積的影響はついて回るもので、全体的に適切に評価してくださいということに触れているのですが、これだとまだ弱いのでしょうか。

多分、触れるとしたら、該当する項目で全部言わないといけないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○白木委員 これをそのままということではなく、評価を実施することですよね。でも、その評価を踏まえ、本来はそれぞれの個別の対応策に入れ込んでなければいけないのですよね。累積的な影響があるという評価であれば、その回避策や低減策も必要になりますよね。累積的な影響というのは評価すればいいというものなのですか。

累積的影響についても低減や回避を求められるのですよね。それも踏まえた回避、低減ではないのですか。

○事務局（道場主任） もちろん、最終的には累積的影響をそこまで評価していただかないといけないと思うのですけれども、今回は配慮書段階ということもありまして、実際の風車の設置位置もまだ具体的には示されていませんし、範囲もかなり広がっています。この中のどこに建つのか、そもそも 59 基も建つのかどうかはこの段階ではまだ示されていないので、この段階でそうした具体的などころまで言えるかです。

○事務局（石井課長補佐） 白木委員のご意見は、特に道北で風車の計画が乱立している中、ワシの渡り、生息が集中しているということ踏まえ、特にこの場所だからということもあってのご意見ということによろしいでしょうか。

○白木委員 それもありますが、別にワシだけではなく、多くの項目にかかってくる内容だとは思っています。

全く累積的影響はありませんということは余りないかもしれませんが、もしそういうことであれば違うかもしれませんが、もし累積的影響があると考えられるのであれば、その影響は回避、低減される必要があるのですよね。

そうであれば、ここに書いてあるのと同じように、今後の方法書以降で予測、評価を行い、対策を取る場合に、累積的な影響の回避・低減策も個別的事項で書かれている回避・低減策に入ってきますよね。そうでないと駄目ですよ。

累積的影響の評価による評価結果を踏まえた対策というのは、別途、それぞれの項目で取っていくわけではなく、それぞれの項目の中で累積的な影響への対策と本来は捉えるべきですよ。

別に分けられるわけではないと思うので、それが分かるよう、個別的事項ではなく、総括のところでもいいと思うのですが、記載したほうがよいのではないかという意見です。

○事務局（石井課長補佐） 白木委員のご指摘の趣旨は十分に理解いたしました。

我々が今まで使っていた表現と受け止めがずれる部分があったということだと思います。これは今すぐ結論を出せるほど軽いお話ではないので、委員のご指摘を受けた対応をすることで検討させてください。

いつもは指摘された委員とのやり取りで答申文（案）を結構まとめますけれども、各委員にもご確認の上、改めてまとめさせていただくということでもよろしいでしょうか。

○白木委員 そうですね。鳥の問題だけではないと思いますので、様々な委員の方にご意見をいただいた上で検討していただければと思います。よろしくお願いします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等がございましたらよろしくお願いします。

○先崎委員 答申文（案）についてです。

この事業はイトウが重要視されていたと思いますが、2次質問の前回議論になった濁水がイトウに影響するかしらないかです。質問番号4-12で、回答としては今後調べますということですので、個別的事項の動物のどこかでもう少し強く言っていただいても良いのではないかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（道場主任） 質問番号4-12の土砂流出防止の具体策のところについてです。

動物の項目のところでは確かに書いていないのですが、土砂流出により影響を受ける水の濁りや水質に関わってくるのかと思いますので、水質のところでは先ほども触れたのですけれども、地滑りが発生しやすい地質で構成されている以降、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念されるとしておきまして、こちらでイトウに対する水質の影響について整理したのですが、それを踏まえてご意見はいかがでしょうか。

○先崎委員 要は、この水質で大丈夫だよという基準がイトウに対して影響がない、すごく小さいという濁度よりも安全側であれば問題ないと思うのですけれども、そうとは限らないのではないですか。もしそうだったら別にそのままでもいいと思いますけれども、少なくともこの段階では分からないのではないかと思ったのです。

質問の意図が分からないですか。水質の保持をしっかりとやればイトウへの影響は一切

ないというのだったら良いと思うのですけれども、それとは別で、水質のイトウへの影響はちゃんと示してくださいと言うことが必要なのではないかと思ったのです。

○露崎会長 例えば、これくらい濁っていたらもうイトウは棲めないというような数字を入れるという話ですか。

○先崎委員 数字は入れられないと思うのですけれども、しっかりと調査してくださいというのが前回の質問の意図だったと思うのです。それでやりますということをもうちょっと強調してもいいのではないかなということです。

○事務局（石井課長補佐） 先崎委員のご指摘は、事業者の回答が具体的なものではないことに対し、指摘が弱いという趣旨だと理解いたしました。

この答申文（案）は、指摘する理由について丁寧に書いたつもりではございますけれども、事業者に向けた対応を求めるところについてはもう少し具体的な内容を入れた方が良いということだと思いますので、持ち帰って、また、委員にも相談させていただき、具体的な表現について検討をさせていただきたいと思います。

○先崎委員 おっしゃるとおりですので、よろしくお願いします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問等がないようですので、ただいまご審議いただきました（仮称）宗谷丘陵南風力発電事業計画段階環境配慮書についての答申文（案）に関しましては、場所がどことは言えないのですが、濁水に関する答申及び累積的影響に関する答申をもう少し具体的に、あるいは、強調した形での訂正が可能であれば、そうした訂正を行った上で認めるということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、そのようにいたします。

また、そのほか最終的な文言修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ありがとうございます。

では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、大分長くなりました。あと3件ありますが、8分ぐらい休憩を取りたいと思います。

後半もよろしくお願いいたします。

[休 憩]

○露崎会長 時間になりましたので、議事を再開いたします。

議事（5）は、本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）黒松内町

風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

まず、事務局から事業概要の説明及び主な2次質問とその事業者回答の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（菅原主任） 事務局の菅原でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まずは、事業の概要について、大まかにですが、振り返ってまいりたいと思います。黄緑色の薄い図書の4ページ、5ページをご覧ください。

本事業は、黒松内町内に約1,321ヘクタールの事業実施想定区域を設定した事業でありまして、発電所の最大出力が7万5,600キロワット、単機出力が4,200キロワット程度の風力発電機を最大で18基設置する計画であるとのことでございます。

次に、97ページから99ページをご覧くださいますと、重要な自然環境のまとまりの場の状況がまとめられております。

本事業の主な特徴といたしましては、99ページに記載されております黒松内町の全域が重要里地里山であるブナ北限の里黒松内であることでありまして、当然、本事業の全域が重複しております。

そして、最後に、102ページ、併せて105ページをご覧くださいますと、景観資源及び主要な眺望点の状況について記載されております。

この中で、特に黒松内岳について、前回の審議の際にもご説明させていただきましたとおり、眺望点からの見え方が大きいということのほか、景観資源としては広がりを持つのではないかと指摘を行ってまいりました。

振り返りは以上といたしまして、関係資料のご説明に入らせていただきます。

関係資料については、資料5-1から資料5-4までとなっております。

まずは、資料5-1を用いまして、本事業に係る2次質問とその事業者回答について主な質問とその回答を何点かご説明いたします。

なお、資料5-2は資料5-1の補足資料となりますけれども、こちらは今回の説明では用いませぬので、適宜、ご参照いただきますようお願いいたします。

それではまず、資料5-1の3ページの質問番号3-2をご覧ください。

森林の伐開の際に乾燥等の要因によって影響が長期的に生じる可能性について、当該地域が重要里地里山であるということも踏まえた事業者の見解と対応について質問いたしました。これに対して、事業者からは、長期的な影響については樹林の特性や伐採位置によっても異なるため、黒松内町におけるブナ林に大きな影響を及ぼすことがないよう、関係機関や専門家等の助言等を受けながら、伐採部周辺も含め、調査、予測、評価を行う方針であるとのことでした。

次に、同じページの下側の質問番号3-4をご覧ください。

黒松内岳の景観資源としての性質を整理して区域設定や予測、評価に反映させる必要があるのではないかと質問いたしました。これに対して、事業者からは、関係機関へヒアリ

ングを実施し、区域設定や予測、評価に反映するとのことです。

次に、飛びまして、資料6ページの質問番号4-4をご覧ください。

コウモリについて1次回答を受けまして、文献資料が不足しているのであれば、専門家ヒアリングを追加で実施するべきではないかと指摘しまして、その他の種群を含め、専門家ヒアリングについて事業者の対応について質問したほか、道南のほうで確認されております国内固有種であるコヤマコウモリについて、生息の可能性について事業者の見解を質問いたしました。これに対して、事業者からは、方法書作成に向けて、改めてヒアリングを実施していくほか、今後はヒアリング対象を広げていくという旨の回答があったほか、コヤマコウモリについても、本事業地周辺についても生息の可能性があるとすることを想定し、調査を行うといった旨の回答がありました。

最後に、8ページの質問4-8をご覧ください。

ブナ林の保全、復元のため、優先群落だけでなく、2次林を含めたブナ定着が認められる植生におけるブナの更新可能性に留意した調査を行うべきではないか、または、そのためにはブラウンプランケ法では不十分ではないかといった趣旨の質問を行いました。これに対して、事業者からは、ヒアリングを行い、区域におけるブナの分布、生育状況、更新状況、調査の際の留意点といったことをヒアリングによって確認しまして、原生的な自然度の高いブナ林のほか、更新のある2次的なブナ林、再生の取組を行っている場所等に留意をした上で具体的な調査方法等を検討していくとのことです。

以上で資料5-1の説明については終了いたします。

次に、資料5-3の関係町長意見についてご紹介いたします。

今回、関係町となっておりますのは長万部町と寿都町と黒松内町でございまして、それぞれの町長から意見を照会し、回答があったところでございますので、順にご説明してまいります。

長万部町長からは、地域住民及び関係自治体等に対して情報提供や説明を行い、理解を得るとともに、環境保全に配慮して事業を進めるよう意見があったところです。

また、寿都町長からは、具体の意見は資料の1枚目の裏側に記載されておりますけれども、(1)として、環境影響評価の過程において、必要に応じて選定した手法及び項目を見直し、追加的な調査等を行うなど、適切な対応を行うことを、(2)として、環境影響の予測に当たってはできる限り定量的な手法を用いること、(3)として、景観への影響に関して、視認の状況等について現地調査を行うとともに、フォトモンタージュを作成し、適切かつ客観的な影響の予測を行うこと、(4)として、関係機関との十分な協議を行い、積極的な情報提供を行うことについて意見がございました。

最後に、黒松内町長からは、2枚目の3ページに具体的な意見が記載されておまして、まず、1番目として、地域住民や自治体等に対して情報提供や説明を行い、理解を得ながら事業を進めること、2番目として、動植物の生息環境の適切な保全や対応に努めること、3番目として、事業実施想定区域には、水資源保全地域、飲用水の水源である賀老川の上

流部、水源涵養保安林が存在していることから、河川、沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測、評価を行い、配置検討の際に影響を回避または極力低減すること、4番目として、周囲2キロメートルの範囲に約90戸の住宅等が存在していることから、騒音や風車の影による影響を回避または極力低減すること、5番目として、黒松内岳の山頂から、特に寿都湾への眺望が阻害されることが見込まれ、黒松内岳の特徴に多大な影響が生じることが危惧されるほか、黒松内役場からの眺望では圧迫感を受けない程度とされているが、周辺住民の日常的感觉における違和感が生じること、また、黒松内岳については町民のシンボルであり、黒松内岳周辺は自然環境保全地域として保全、活用を図るとしていることについての意見がありまして、最後に、6番目として、景観計画において、当該地域は工作物に係る高さ規定を今後も適用予定であるという旨を申し添えた意見が提出されました。

資料5-3の説明については以上となります。

それでは、資料5-4の答申文（案）たたき台の説明に入らせていただきます。

たたき台につきましては、最近の他の風力発電事業の配慮書への答申をベースとしながら、審議過程や町長意見などを勘案して作成しております。

それでは、順に説明してまいります。

まず、前書きですけれども、従来同様、1段目には事業の特性を記載しております。2段落目には地域の特性を記載しており、3段落目ではそれらを踏まえて的確に対応することを求めています。

今回、地域の特性として、先ほども冒頭でご説明いたしましたとおり、生物多様性保全上重要な里地、里山に指定されているということがかなり特徴的な地域ですので、今回はそのような記載が反映されているものとなっております。

次に、総括的事項についてご説明いたします。

(1)については、従来と同様で、全体的な留意事項として、最新の知見の収集や複数の専門家の助言を得るなどしながら調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることを記載しております。

(2)については、事業実施想定区域などの設定についての意見としておりますが、検討過程、いわゆる絞り込み過程の説明については図書の中で一定程度なされているため、不十分であるといったような意見は、今回、付しておりません。

ただ、図書を開きながらご説明を聞いていただいたほうが分かりやすいかと思っておりますので、図書の177ページをご覧ください。

砂防指定地の指定状況という図が記載されているかと思っておりますけれども、区域の中に砂防指定地と重複している部分があるといったことから、土砂流出による生態系等への影響がないように配慮し、方法書では検討過程を分かりやすく示すといったことを求めています。

(3)については、住民等への積極的な情報提供に関する意見でございます。

各町長からの意見にもございましたとおり、積極的な情報提供、また、丁寧な説明を求めている意見となっております。

(4)については、インターネットを使った図書の公表の利便性の向上に関する意見でございます。従来どおり、ダウンロードや印刷を可能とするなど、さらなる利便性の向上を求める意見となっております。

次に、2の個別的事項についてです。

(1)の騒音及び風車の影についてですけれども、黒松内町長意見にも記載されていたとおり、区域周辺に住宅等が存在しておりますことから、従来同様、騒音や風車の影による影響を回避または十分に低減することを求めた意見となっております。

(2)の水質についてですけれども、黒松内町長意見に記載されておりましたもので、図書としては123ページを併せてご覧いただきますと分かりやすいかと思います。

紫色のポツで表示されている黒松内町の水道水源の集水域が事業実施想定区域と重複していることのほか、176ページに飛んでいただきまして、先ほどの砂防指定地の見開きの左側になるのですけれども、こちらには水源涵養保安林が区域の南西側に存在しているということ、また、182ページをご覧いただきますと、区域の中に水資源保全地域が2か所指定されているといった状況が示されておりますけれども、これらのことから水道水源への影響が懸念されるため、従来と同様、その影響を回避または十分に低減することを求めた意見を付しております。

次に、(3)の動物についてです。意見の形式は従来同様ですけれども、アでは、文献やヒアリングにおける希少な鳥類や希少なコウモリ類の生息情報があることに触れ、それらの影響について、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響の回避、低減に努めるよう求めています。

今回、センシティブティマップの注意喚起メッシュでは特に指定等はありませんでしたが、図書の71ページをご覧いただきますと、北海道猛禽類研究会による文献情報が記載されておりまして、こちらで生息が確認されたメッシュとなっておりますハチクマについて特出しして、ハチクマ等の希少な鳥類の生息といった形で種名を例示しております。

イについては、動物相について、専門家等から助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について影響を回避、低減するよう求めています。

次に、(4)の植物及び生態系についてです。こちらも意見の形式としては従来同様ですけれども、アでは、区域内に植生自然度の高いチシマザサーブナ群衆(Ⅳ)や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、土地改変個所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより影響の回避または低減を求めています。

意見の後段の「特に」以降は、本事業特有でございますけれども、本日、説明の冒頭で申し上げましたとおり、本事業実施想定区域は、その全域及びその周辺一帯が重要里地里山であり、ブナ北限の里黒松内となっておりますので、里山であるということを踏まえ、その保存及び活用への影響が懸念されるという意見を付しております。また、関係機関と

協議を行って、その結果を踏まえ、事業計画を検討することを求めるといった形式にしております。

イの植物相、ウの生態系につきましては、それぞれ専門家等からの助言を得ながら的確に把握、もしくは、重要種の選定を行い、生息地や生育地の改変を避けることにより影響を回避、低減することを求めておりました、こちらは従来どおりです。

最後に、(5)の景観についてです。まず、アの眺望点の選定については、従来同様、地域住民が日常生活上、なれ親しんでいる場所等から、ほかに追加すべき眺望点がないかを検討するよう、改めて求めております。また、景観資源としての黒松内岳について、山頂のみを対象とするのではなく、その範囲を適切に設定するということを求めた意見となっております。

そして、イについては、今度は眺望点として見た黒松内岳についてですけれども、黒松内岳の山頂からは風車の垂直見込み角 16.7 度と大きくなることが予測されたことから、景観への影響について、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することを求めております。

資料の説明については以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○押田委員 やっぱり気になるのが固有種のコヤマコウモリについてです。

これは入れたほうがいいのか、私にも判断がつかねるのですが、答申文の個別の事項の動物のところ、希少なコウモリ類の生息に関する情報とあり、この最初の部分は事業実施想定区域及びその周辺というところがかかっているわけなのですけれども、コヤマコウモリは、たしか、上ノ国でバットストライクが問題になっていたのです。上ノ国という黒松内からは距離があるので、その周辺かどうかは分からないのですが、もしその周辺、道南というようなくくりでもし考えるのであるならば、例えば、コヤマコウモリなどの希少なコウモリ類とか、その前のところの鳥に関する文で「ハチクマ等の希少な鳥類」とか、「ノスリや」とか、こういうような種名も入ってきているので、気をつけてくださいという意味で、特に強調するという形で種名を入れるというやり方もあるかなと思うのですけれども、この解釈についてです。

ちょっと黒松内から離れるので、果たしていいか悪いかが分からないのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（菅原主任） 順に、幾つかに分けてお答えしたいと思います。

まず、事業実施想定区域及びその周辺というときの周辺の範囲についてです。

基本的には、事業者が情報収集している範囲と同等の範囲となります。いわゆる環境影響が想定される範囲となりまして、道南地域全般ということではなくて、基本的には図書

の中に示されている図郭の範囲、もしくは、より具体的に環境影響が想定される範囲が定義できるものについてはその範囲とご理解をいただければと思います。

また、コヤマコウモリを具体例として出してはいかがかというご提案についてです。

ここで出しているハチクマやノスリというのは、本当に事業区域に重複もしくは非常に近接したところに渡りのルートや生息の確認のメッシュがあるということが図書の中で示されているもの確認されているために出しているものです。しかし、コヤマコウモリについては、今、委員からのお話の中にもありましたけれども、バットストライクの事例として確認されているのは上ノ国になっておりまして、今回の審議の中でも、我々から道南でそういうものが確認されているけれども、こちらではどうですかと質問し、環境的にはいてもおかしくないですという回答があったぐらいの確度のものでありますので、知事意見の中で種名を出すものではないかなと考えています。

また、道南地域のもっと上ノ国に近いところでの事業の案件をこれまでも何件か審議してきております。具体的にどこまで近くになったらコヤマコウモリについてそれなりの言及をしていたかというのは、今、私の手元に資料はないのですが、かなり近くなると具体的に種名を出して言及していなかったかと思っておりますので、意見の基準としての統一性も含めて、この事業に対して知事意見でコヤマコウモリの種名を出して言及するのは難しいのではないかなと考えております。

○押田委員 分かりました。

確実にいないようなものを可能性があるから、怖いよ、怖いよと煽るといふのもちょっとあれかなと思ったので、そういうことでしたら結構だと思います。

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等はございませんか。

○奈良委員 (5)の景観のところですか。

今、説明を伺って、アとイの分け方は分かったのですが、アでもイでも黒松内岳を指摘しているので、読んだときに両方に出てきたことに違和感がありました。

例えば、アに主要な眺望点についての一般論を書き、イで黒松内岳の頂上の話と垂直見込み角の話をもとめるほうがすっきりするかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局(石井課長補佐) ご指摘に沿った案を一度つくってみて、両方を改めて比較するということをしてみたいかと思うのですが、どうでしょうか。

○奈良委員 分かりました。お願いします。

○露崎会長 意味を変えない範囲で、より分かりやすくということですね。

そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等がないようですので、ただいまご審議いただきました(仮称)黒松内町風力発電事業計画段階環境配慮書についての答申文案に関しては、景観のア、イの分け方は内容を変えない範囲でより分かりやすく文言を再検討すること、ほかはそのままといいことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

また、そのほか最終的な文言等の修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 ありがとうございます。

では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、これより議事(6)に移ります。

本日が1回目の審議となる(仮称)北海道八雲町風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まずは、事務局から事業概要の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局(川村係長) 事務局の川村から説明させていただきます。

初めに、本事業に係る手続の経過について簡単にご説明します。

本事業につきましては、平成29年5月に配慮書手続が開始されまして、本審議会からの答申は平成29年7月にいただきました。方法書につきましては10月13日に縦覧が開始され、本審議会には10月18日付で諮問させていただいており、本日が1回目の審議となります。

本事業については、3回目のご審議をいただくことを予定しております。

まず、1回目の審議ですので、図書の概要についてご説明します。

(仮称)北海道八雲町風力発電事業の図書をご用意ください。図書の色は、先ほどの黒松内町のものと同じ色になっております。

表紙に記載がありますとおり、事業者はジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社です。

図書の4ページをご覧ください。

本事業は、単機出力が最大で4,300キロワットの風力発電機を最大15基設置する計画であり、総出力は最大6万4,500キロワット程度となります。

区域の面積は、約1,372ヘクタールとなっております。

1枚めくっていただきまして、図書の6ページをご覧ください。

対象事業実施区域は、八雲町内に位置する計画であり、区域北側の今金町及び長万部町が関係町とされています。

本事業につきましては、配慮書から方法書に進む際に区域の見直しがされておりますが、その経緯につきましては、図書の後ろのほうの441ページに検討フローが掲載されております。

441ページの中ほどからになりますけれども、まず、環境への再配慮として4点記載されており、1点目は注意喚起メッシュとIBAに係る搬入路、2点目は住居及び新幹線から

1 キロメートルの範囲、3 点目は自然植生が断続的に分布するエリア、4 点目は長万部町側の水系の集水域について、それぞれ配慮して除外したとのことです。

次に、事業性を考慮し、風況がよいエリアを包含していることを確認した後、規則等の制約として、南側は日大演習林に配慮して除外し、最後に取付道路等として利用する可能性のある場所を検討し、対象事業実施区域及び風力発電機配置検討範囲が設定されております。

次に、図書の前のほうに戻っていただきまして、23 ページをご覧ください。

こちらは、区域周辺の他事業についてですが、既存施設はなく、周辺にある四つの事業はいずれも配慮書が終了した段階です。

続きまして、区域及びその周囲の概要についてご説明いたします。

まず、69 ページをご覧ください。

図の南側に遊楽部川が存在しますが、対象事業実施区域のうち、搬入路等の一部が重複しております。

次に、動物についてです。

87 ページをご覧ください。

EADAS のセンシティブティマップですけれども、区域が位置するメッシュについては情報なしとされており、南側に隣接するメッシュでは注意喚起レベル A 1 のメッシュが確認されております。チュウヒ、オジロワシ、クマタカ、オオワシの生息情報や海ワシ類の集団飛来地の情報があるとのことです。

また、89 ページをご覧ください。

こちらには渡りのルートが示されておりまして、対象事業実施区域の東側にノスリの日中の渡りルートが確認されます。

次に、植物についてです。

99 ページをご覧ください。

風力発電機配置検討範囲には、植生自然度 9 または 10 の植生が存在しています。

なお、現存植生図は、少しページを戻っていただきまして、94 ページに示されております。

植生自然度 9 はチシマザサーブナ群落等であり、植生自然度 10 はササ群落です。

また、100 ページ、101 ページをご覧ください。

こちらには、搬入路等について植生自然度が示されていますが、こちらにも植生自然度 9 または 10 の植生が存在しております。

次に、重要な自然環境のまとまりの場です。

116 ページ、117 ページをご覧ください。

区域及びその周辺には、植生自然度が高い場所のほか、保安林が存在しております。対象事業実施区域のうち、搬入路等の一部は本図の南側に位置する IBA 及び KBA と重複しております。

次に、景観についてです。

ページが大きく飛びますが、403 ページをご覧ください。

こちらには、主要な眺望点及び身近な眺望点が示されております。周辺には、立岩公園展望台など、7 地点が存在しており、このうち、垂直見込み角が最も大きくなる地点は4 番の山崎地区で、2.4 度であるとされております。

次に、配慮が特に必要な施設についてです。

ページを戻っていただきまして、153 ページをご覧ください。

学校、医療、福祉施設等は、風力発電機配置検討範囲からいずれも 10 キロメートル以上離れております。

ページをめくっていただきまして、155 ページには住居等の配置が示されておりますが、風力発電機配置検討範囲からはいずれも 2 キロメートル以上離れています。

続きまして、第 6 章の環境影響評価の項目及び手法についてご説明いたします。

それでは、図書の 330 ページをご覧ください。

ここからは、資料 6-1 の 1 次質問及び回答も併せてご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、図書の 330 ページの項目の選定結果の一覧ですが、一般的な陸上風力に関わる項目はおおむね選定されております。なお、建設機械の稼働を要因とした振動については参考項目ではなく、選定されておきませんが、本事業では、対象事業実施区域内に住居等が存在することから、選定の必要性について事業者の見解を確認しましたので、資料 6-1 をご覧いただきたいと思えます。

資料 6-1 の 4 ページの質問番号 6-2 ですが、事業者回答において、人が感じる振動レベルは対象事業実施区域から 60 メートル以内の範囲であり、事業計画の熟度が上がり、該当民家の近傍で拡張工事を行う場合は、環境影響評価の項目として選定し、適切な評価をいたしますとのことでした。

図書の 330 ページに戻っていただきまして、重要な地形及び地質について、本図書では選定されておきません。しかし、本事業では、区域の一部が重要な地形である遊楽部川と重複しておきます。

非選定とした理由につきましては、隣の 331 ページに記載されておきまして、現時点では直接改変する予定がないこと、当該箇所は現状では牧草地になっていることから、選定しないとされておきます。

また、多くの事業で選定されている風車の影について、本事業では選定されておきません。非選定とした理由につきましては、風力発電機配置検討範囲から 2 キロメートル以内に住居等が存在しないことから選定しないとされておきます。

一方、超低周波音につきましては、参考項目ではありませんが、区域の周囲に住宅等が存在することから、環境影響評価項目として選定することとされておきます。

続いて、環境影響評価の手法について、主な項目に絞って説明をさせていただきます。

まず、騒音、振動に関してです。

図書の 348 ページをご覧ください。

こちらに調査地点位置図が示されておりまして、隣の 349 ページに選定理由が示されております。

なお、調査地点 SR-2 について、環境基準 A 類型に該当するとされておりますけれども、これは騒音に関する記載であり、振動については第 1 種区域に該当することを事業者への 1 次質問において確認しております。

次に、水環境についてです。

図書の 352 ページをご覧ください。

こちらに水質の調査地点位置図が示されております。また、356 ページには、土壌の調査地点位置図が示されております。

土壌に関し、搬入路等の区域に存在する地質が網羅されていないことから、その理由を 1 次質問で確認しましたので、資料 6-2 をご覧ください。

資料 6-2 の 8 ページで、質問番号 6-23 です。

事業者回答では、事業計画の熟度が上がったところで対象事業実施区域（搬入路等）の改変が発生する区間については調査地点を追加し、区間に応じて調査いたしますということでした。

次に、動物についてです。

図書の 361 ページをご覧ください。

このページからは、動物に関する各調査の手法が示されております。

一例ですが、コウモリ類については、踏査、高度別飛翔状況の記録、カスミ網、ハーブトラップによる捕獲を行うとされており、希少猛禽類については、定点観察法、移動定点法により調査を行うとされております。

動物調査地域、地点及びルートにつきましては、363 ページからの図に示されております。

調査地点の概要及び選定理由につきましては、375 ページから 378 ページに示されております。

調査地点の設定に関しましては、1 次質問で幾つか質問しておりますが、資料 6-2 の 10 ページをご覧くださいと思います。

質問番号 6-30 から質問番号 6-33 が調査地点に関する質問となっておりますけれども、質問番号 6-30 の②では、区域の植生の多様さに対して設定されたルートが少ないのではないかと指摘した上で事業者の見解について質問しました。これに対して、事業者からは、動植物の出現状況や植生の状況に応じて、踏査ルートとして設定していない箇所についても、適宜、任意踏査を行い、可能な限り網羅的に把握する予定ですとのことでした。

次に、植物についてですが、図書の 380 ページをご覧ください。

このページには、植物に関する調査手法が記載されており、植物相については、踏査に

よる目視確認、植生については、航空写真判読及び現地踏査による植生区分、また、ブロンブランケによる植物社会学的方法により調査を行うとされております。

調査地域及びルートにつきましては、381 ページ、382 ページに示されております。

次に、景観についてです。

403 ページをご覧ください。

こちらは、主要な眺望点及び身近な眺望点としての調査地点図となっております。本図では、2 番のペコレラ学舎と 7 番の上八雲地区がほぼ同じ地点であることから、1 次質問において、調査地点の検討が必要ではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、調査地点図を修正する旨の回答がされております。修正後の図につきましては資料 6-2 に示されておりますので、資料 6-2 の一番最後のページの 22 ページをご覧ください。こちらの図では、7 番の上八雲地区の位置が西側へ約 1 キロメートル移動した地点が示されております。

最後に、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

407 ページをご覧ください。

工事中資材等の搬出入に用いる車両の主要な走行ルートの周囲を対象として、29 地点が挙げられています。一方、410 ページをご覧くださいと、現地踏査地点が示されているのですが、こちらでは 6 地点とされております。29 地点のうち、6 地点が選定された理由につきましては、ページを戻っていただきまして、408 ページ、409 ページに記載されておりますが、工事中車両走行ルートから離れている地点について非選定とされております。

図書の概要及び資料の説明につきましては、簡単とはなりますが、以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、ほかの事業と同様に、委員の皆様には、事業者への 2 次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。メールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○押田委員 動物の調査方法のところです。

トガリネズミ類について、5 個ぐらいしかわなをかけてくれない調査になっているのですけれども、この間の夏、僕の研究室全体でも、30 個かけて、ようやく一つに 1 匹がかかるなんていうようなこともありましたので、本当に精度を考えるのだったら、もうちょっとかけてもらっていいだろうと思います。いつも同じようなことを言っていますので、あまり長く言いませんけれども、そんなようなことをお尋ねできればいいかなと思います。

それから、上ノ国に近くなってきますので、コヤマコウモリなんかには配慮した調査、バ

ットディテクターによる確認とは書かれてはいるのですがけれども、バットディテクターで何がディテクトされるのかを細かく検討できるような調査方法を取っていただけるといいかなと思っていて、そんな質問ができればいいかなと思います。

○事務局（川村係長） まず、2点目のコヤマコウモリに関しては、2次質問で対応していきたいと考えております。

次に、1点目のトラップの数についてです。

途中、質問を割愛してしまったのですが、資料 6-1 の 9 ページの質問番号 6-27 で、ピットフォールトラップについてということで、「1 地点当たり少なくとも 20 個から 30 個とすることが望ましく」ということも記載した上で質問をしているところですが、事業者からの回答としては、「できる限り多くのトラップを広い範囲に」というような具体性のない回答に留まっているという状況です。質問内容に加えたほうが良い事項等をさらに追加でいただけたら、事業者からの回答ももう少し得やすくなるのかなと思ったりするのですが、そのようなご意見等がもしありましたらお願いいたします。

○押田委員 分かりました。

20 個から 30 個ぐらい、シャーマントラップで 20 個やるのだったら、ピットフォールも 10 個ぐらい、10 メートル間隔でやっていただけのだったら、そのほうが精度は上がるかなと思います。これはメール等での対応でまた考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（川村係長） よろしく願いいたします。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○白木委員 5 ページの質問番号 6-6 の②で、該当する図書だと 335 ページの専門家ヒアリング結果の下から 5 番目の質問内容についてです。

この質問に対する事業者回答の意味がよく分かりません。専門家のヒアリングの意見としては、要するに、ここでは高度、L、M、Hのどこを飛んでいるか、どこにいるかという情報が非常に重要なだけけれども、370 ページに動物調査の地点の視野図があるのですが、そこを見ると、上空と山肌に見える範囲と上空のみ見える範囲という分け方になっていて、上空のみ見える範囲がすごく多いのですね。

ただ、上空のみ見える範囲という記載だと、常識的に考えて、低いところはあまり見えないのではないかと思います。S、M、HのうちH、あるいは、それより高いところしか見えないのではないかというふうに取れるのですが、まず、上空のみしか見えない場所が多いということの問題点、そして、どこが見えているかということが評価につながるわけですが、それが明確でないということで記載を変更したほうがよいのではないかということを知っているのですね。

この回答が飛行高度や飛行経路、止まり位置などが定点から確認できると書いてあるのです。そうすると、上空しか見えないというところも止まりとか低い位置まで見えているということなのか、そのあたりが明確ではないと思うのですよね。上空と山肌が見える範

圏と上空のみ見える範囲という記載の説明でもいいのですが、表現を改めるか、説明記載が欲しいです。

また、上空のみ見える範囲がこの時点で非常に広いので、それが正しく影響を評価する上で問題にならないのかを確認していただきたいと思います。

○事務局（川村係長） 今、質問番号 6-6 についてのご意見をいただきましたが、10 ページの質問番号 6-31 で、上空と山肌に見える範囲と凡例にあります。地上からどの程度の高さからを上空と定義しているのかといった質問もしているのですが、この回答でもまだ不十分というようなことになるかと理解していいのでしょうか。

○白木委員 確認できる飛翔は全て記録する、でも、確認できないということも想定しているということなのかが、分からない回答だと思います。

○事務局（石井課長補佐） この回答も抽象的で、具体的ではありません。ですから、2 次質問できちんと確認する必要があると思っております。ご相談をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○白木委員 分かりました。よろしくお願いいたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見、確認等はございませんか。

○先崎委員 図書の 358 ページ、359 ページの鳥の調査手法、それから、質問番号 6-24 のあたりについてです。

季節なんかも聞いていただいているのですけれども、例えば、270 ページの表の 4-3-8 とかで出てきている種やグループごとにどのくらいの調査を想定しているのかを具体的に出してほしいのです。

例えば、359 ページに一般鳥類で定点観察法、六季、春の渡り期、繁殖初期、繁殖後期とか書いているのですけれども、繁殖初期や後期は種やグループごとに全然違っており、この回数でちゃんとそれぞれの重要な種の調査ができるのかは分からないと思いたので、具体的にどの種に関していつどのくらいの調査を想定しているかを聞いていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（川村係長） 種ごとにそれぞれの季節を確認していくということですか。

○先崎委員 ないしは、生態が似ているグループでもいいと思うのですけれども、もう少し具体的に絞って聞いていただきたいということです。希少猛禽類もそうですが、一般鳥類と一括りにはできないということです。

○事務局（川村係長） 鳥類によっても適切な時期がそれぞれ違うので、適切な時期に調査ができることが分かるような回答をしてもらおうということですか。

○先崎委員 おっしゃるとおりです。

○事務局（川村係長） 質問内容についてはまたご相談させていただければと思います。

○先崎委員 次に、質問番号 6-24 の③が関連すると思うのですけれども、渡り鳥の調査についてです。

夜間の調査を実施するのかどうか、するならどうやってやるのか、それから、しないの

だったらしたほうがいいので、レーダーや暗視機器、サーマル機器などを使ってやったらどうかを聞いていただきたいと思います。

○事務局（川村係長） 夜間の調査についても確認していききたいと思います。

○先崎委員 以上になります。よろしくをお願いします。

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見、ご質問等がないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

これより、議事（7）に移ります。

本日が1回目の審議となります（仮称）えりも町風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まずは、事務局から事業概要の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（菅原主任） 事務局の菅原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（仮称）えりも町風力発電事業環境影響評価方法書につきましては、令和元年の9月に配慮書に対する知事意見を発出した案件でございます。事業者は JR 東日本エネルギー開発株式会社でございます。

配慮書から期間が結構空いているのですが、今年の9月12日から方法書の縦覧が開始されまして、本審議会では9月22日付で諮問させていただいております。

本方法書につきましては、合計2回の審議を予定しておりまして、本日は1回目の審議となっております。

このことについて、状況を簡単に整理したものを委員の皆様へ、昨日、手持ち資料としてお配りさせていただきましたので、まず、そちらも併せて、図書と資料7-2をご用意いただければと思います。会場の委員の方には参考ということで紙資料の一番下につけていたかと思いますが、そちらを併せてご覧いただければと思います。参考資料と図書と資料7-2を併せて使用いたしますので、適宜、どこを見ていただければいいかというのは申し上げます。いろいろな資料を往復して忙しいですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、図書の27ページをご覧ください。

本事業は、えりも町内で計画している風力発電事業ですけれども、このエリアでの方法書というのはこれで4件目となります。

1件目が（仮称）えりも風力発電事業で、これは主に本事業の東側の区域、図書でいいますとピンク色のもので、重複しております。こちらは、令和元年6月に方法書に対する知事意見を出しているというものです。

2件目が（仮称）えりも岬風力発電所で、図書の27ページでいうと青色のものです。これは、東側に加えて、南側の区域でも重複が見られます。こちらについては、令和2年3

月に方法書に対する知事意見を出してございます。

そして、3件目が（仮称）えりも地区風力発電事業でして、図書でいうとオレンジ色の区域設定がされたものでございますけれども、こちら東側が重複しておりまして、それに加えて西側にさらに区域が伸びたものとなりまして、令和3年6月に方法書に対する知事意見を発出しております。

そして、これらの図書について委員の皆様にご審議をいただいた際に様々なご指摘をいただきまして、それらご指摘等をまとめたものが下の表になっております。

これまでご審議をいただいた中で委員から特に意見が多かったものは、このエリアとして、他事業と重複して計画されていることによる累積的影響についてです。今、区域を見ていただいたら分かるとおおり、複数の事業が並行して進んでいる状況ですので、累積的影響に関する意見をかなり多くいただいています。

今回の図書においても、今見ていただいた27ページのほか、図書の498ページ以降におきまして累積的影響についての検討状況が記載されております。

また、このことについても、事務局からは資料7-2の12ページの質問番号6-52で質問をしておりまして、他事業におけるアセスの調査との重複による調査庄の影響等、過去に委員からいただいていた御指摘を踏まえた質疑を行っております。

また、意見を非常に多くいただいていたものが希少種に関するものです。本図書では非公開とされている部分がございますけれども、専門家からの意見聴取を行いまして、その結果が図書の340ページに記載されております。

また、374ページには、調査方法、調査内容等についての説明が、また、414ページからは調査地点が記載されております。

この件に関しまして、資料7-2の10ページの質問番号6-33で、図書で非公開となるような非常に希少な種の生息適地を除外するべきではないかといった質疑をしていますほか、資料6ページの質問番号6-2では、質問そのものを非公開として、先ほどの専門家意見を対象とした質疑を行っております。

次に、住宅等ですけれども、図書ですと140ページ、145ページに特に配慮が必要な施設及び住宅等の状況が記載されております。また、150ページをご覧くださいと、家屋の配置の状況が地図上で表示されてございますけれども、対象事業実施区域内に家屋が点在している状況がよく分かります。

この件に関しまして、資料7-2に戻っていただきまして、4ページの質問番号3-18などで、えりも町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例のほか、影響の回避及び低減に係る考え方について質疑を行っております。

次は、歌別川についてです。

まずは、図書の131ページをご覧ください。

区域内には、えりも歌別さけますふ化場が存在しているほか、上流には上歌別川を水源とした取水地点が存在しております。また、2枚ほどめくっていただきまして、135ペー

ジをご覧くださいますと、本河川は保護水面に指定されていることが記載されております。

この件に関しましては、資料 7-2 の 3 ページ中ほどの質問番号 3-13 において水道水源について、質問番号 3-15 においてふ化場、もしくは、保護水面について関係機関等との協議状況等について質疑を行っておりまして、事業者からは取水地点の集水域については区域から除外する方針が示されています。

次に、国定公園についてです。

図書の 106 ページに状況が記載されておりますけれども、最新の状況といたしましては、国立公園化に向けた動きが具体化していきまして、それを踏まえ、資料 7-2 の 4 ページの質問番号 3-24 において、景観への影響のほか、関係機関等との協議等についての質疑を行っております。

次に、主要な眺望点についてです。

図書の 488 ページをご覧ください。

これまでの事業と同様、百人浜からの風車の見え方が大きくなるということが想定されることから、資料 7-2 の 12 ページの一番上の質問番号 6-46 において、百人浜等からの眺望状況について、配慮書での審議の経過も踏まえた質疑を行っております。

以上がこれまでにあった同エリアでの方法書の議論、また、先ほども申し上げましたとおり、本事業の配慮書の議論経過等も踏まえ、本事業においても論点となるであろうことが想定される主な項目となります。

次に、手持ち資料の下側の表をご覧ください。

特定植物群落やブナクラス域自然植生、アポイ岳ジオパークについてです。過去の事業では論点となりましたが、本事業の区域からは外れています。当然、区域周辺の状況ではございますので、図書の中では状況が確認されておりまして、こちらの表に主な図書記載箇所ということで記載させていただいておりますけれども、今回、一つ一つ状況の確認をしていくのは割愛させていただきます。

図書や資料を往復しながらの説明となりまして、分かりにくい部分等もあったかと存じますけれども、以上を踏まえまして、本事業の区域においては、これまでの同エリアで行ってきた案件における審議過程を活用し、それを 1 次質問にも反映させていただきました。こういう背景も踏まえ、審査の合理性を確保するという観点から、本事業については 2 回の審議とするとさせていただきます。

それでは、引き続き、図書の概要についてご説明していきますが、先ほどのご説明と重複する部分については、適宜、割愛させていただきます。

まずは、図書の 4 ページをご覧ください。

本事業は、配慮書時点から単機出力は増加し、4,300 キロワットから 6,100 キロワット級の風力発電機を設置する計画ですけれども、設置基数が大きく減少しまして最大 35 基となりましたため、合計出力も大きく減少し、最大 10 万キロワットの発電所を設置する計画となっております。

また、区域についても一部変更されておりまして、詳しい経緯は図書の580ページから記載されております。経緯についてかなり細かく記載されているのですが、結論といたしましては、608ページをご覧くださいと、配慮書から追加されたエリアと削除されたエリアが色分けされて掲載されております。追加されたエリアが緑色、除外されたエリアがオレンジ色で表示されております。追加されたエリアについては、既存林道の活用が見込めるといったことを理由としており、除外したエリアについては、複数の要因がありますけれども、それぞれ保全対象に配慮した結果の除外となっております。

続きまして、区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。戻りまして、図書の58ページをご覧ください。

動物についてですけれども、区域の南側を取り囲むようにKBAの指定がありまして、区域の東側の境界が若干重複しています。また、66ページをご覧くださいと、環境省EADASセンシティブティマップでは、区域内及び隣接メッシュに注意喚起レベルA3に分類されているメッシュが存在しています。

植物について、次に、74ページをご覧ください。

現存の植生図が記載されておりますけれども、93ページに植生自然度9と10の表のみを表示したものが記載されておりますので、併せてご参照をいただければと思います。また、108ページには保安林の状況が記載されております。区域中央部のほか、東側、それから、北端の一部についても保安林と重複しています。

続きまして、図書の第6章の調査、予測及び評価の手法についてですけれども、まず、図書の334ページをご覧ください。

環境影響評価の項目について、濃く塗られた箇所がアセス省令の参考項目となっておりますけれども、陸上風力として一般的な項目についてはおおむね選定されているほか、超低周波音につきましても項目として選定されております。

続いて、環境影響評価の手法についてですけれども、項目を絞りつつ、また、資料7-2の1次質問及び回答のご説明と併せて説明させていただきますので、資料7-2もご用意をいただければと存じます。

まずは、図書の345ページから356ページにかけて、大気環境に係る調査手法が示されております。

355ページには騒音等の調査地点が示されているのですが、資料の8ページの質問番号6-13及び質問番号6-14におきまして、調査地点の設定について、工事関係車両の主要な走行ルート沿いのほかの地点に道路交通騒音等の調査地点を設定する必要がないか、また、風力発電機の設置予定区域を踏まえた環境騒音の調査地点を設定する必要がないか、質問をいたしました。これに対して、事業者からは、現時点では、区域周辺の輸送路で集落等が集中する箇所に調査地点を設定しているが、施工計画が明確になる段階で必要に応じて調査地点の追加を検討する、また、風力発電機の設置予定区域は不確定の箇所も多いため、事業実施区域から1キロメートルの範囲の保全対象の位置を調査地点として

設定しているとのことです。

続いて、図書の 369 ページからになります。

動物について、各種調査の手法が示されております。一例ですけれども、コウモリ類については捕獲調査、バットディテクターによる調査を行うとされておりまして、また、希少猛禽類については、営巣地確認を含む定点観察を行うといったことが記載されております。

調査位置、また、踏査ルート等については、376 ページから掲載されております。

それから、踏査ルートについて、資料の 9 ページの質問番号 6-28 において、設定されている踏査ルートが発電機設置予定区域の外縁付近を踏査するものが多く、場所によっては区域の中に延びるルート設定がなされていないといったことから、動物相や植物相を網羅的に把握するため、改変の可能性が高いエリアに踏査ルートを設定したり、植生等の変化を充分把握できる程度に細かく踏査ルートを設定したりする必要があるのではないかと質問をいたしました。これに対して、事業者からは、網羅することが望ましいとしつつも、調査の安全性等を加味して今の設定となったとのことです。

また、植物についても、図書の 446 ページから植生調査等の各調査の手法が示されております。

調査地点等については、1 枚めくった 448 ページから掲載されております。

調査地点につきまして、資料の 10 ページの質問番号 6-37 からその下の質問番号 6-38、また、次ページの質問番号 6-39 において、自然林、草原、水辺、海浜の環境類型ごとに調査地点の選定理由につきまして、選定に係る考え方やほかに適した地点があるのではないかと質問をしております。これに対して、事業者からは、区域周辺の特定植物群落や利用中の放牧地といったほかに考慮すべき状況を踏まえて調査地点を設定したほか、また、安全性等を加味した設定としているが、必要性に応じて地点の再設定、もしくは、追加を検討するとのことです。

生態系については、図書の 461 ページにおいて注目種の選定をしております。上位性注目種としてはクマタカ、典型性注目種としては森林性小型鳥類であるヒタキ類、もしくは、カラ類等を選定しております。これら注目種の生態等に係る調査の手法が、少し戻りまして、図書の 457 ページから、また、464 ページからは調査位置等がそれぞれ記載されておりますので、併せてご確認をいただきますようお願いいたします。

図書の概要説明については以上といたします。

続いて、資料 7-1 についてご説明いたします。

こちらは、事業者から提出されました方法書についての意見の概要と事業者の見解となっております。

資料 7-1 の 2 ページから 3 ページには縦覧人数と説明会の来場者数が掲載されております。縦覧者は 2 名、事業者ホームページには 565 名の訪問者があったということ、また、説明会では 25 名の来場者があったといったことが記載されております。

また、同ページの下部には、本方法書に対する意見について、5名から意見の提出を受けたことが記載されておりまして、4ページから25ページにかけて、それらの意見と意見に対する事業者の見解が掲載されております。

何点か意見と事業者の見解をご紹介します。

まず、9ページの意見書2の意見2-3をご覧ください。

タンチョウがえりも町内でつがいとなっていること等から、利用範囲を除外すべきであり、丁寧な調査が必要である、調査日数が足りないため、調査日数を増やし、強風時には調査を行わず、予備日を設けること等の意見がございました。事業者からは、タンチョウの繁殖についての情報を把握しており、調査時期や気候にも配慮して調査を行うといった旨の見解が示されております。

次に、15ページの意見書3の意見3-4をご覧ください。

風車建設予定地から2キロメートルの範囲に住宅等が1,112戸、学校、幼稚園が7軒、医療機関が1軒、福祉施設が4軒存在していることから、騒音、低周波音等による影響の懸念について述べられた意見がありまして、事業者からは、現地調査、予測、評価を実施し、住宅への影響を把握し、影響が大きくなると予測される場合には、配置計画を含め、影響の回避または低減を図っていくといった旨の見解が示されております。

最後に、18ページの意見書3の意見3-12をご覧ください。

区域周辺で既にアセスメントが進められている風力発電事業の最大基数を3事業分累計し、それらが162基あるといったことを指摘した上で累積的影響を懸念する意見がありました。

事業者からは、引き続き、情報の収集に努め、累積的な影響が生じる可能性がある場合には予測及び評価を行うといった旨の見解が示されております。

意見の概要と事業者の見解については以上となります。

本事業についての説明は以上となります。

今後の予定ですけれども、委員の皆様には、事業者への2次質問の作成について依頼させていただきたいと考えてございます。審議会終了後にまたメールにて依頼させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からのご意見やご質問をお願いいたします。

もしも非公開のほうがよろしいご質問やご意見等がある場合はその旨だけを私に伝えてください。後でそれに対応します。

○先崎委員 私からは、渡り鳥について幾つか質問させていただきたいと思います。

まず初めに、襟裳岬の周辺というか、えりも町は特に夜間の渡り鳥がすごく多い場所で、そのことに関する指摘が少ないのがすごい気になったので、そこから指摘させていただき

ます。

まず、文献が微妙だと思います。鳥類標識調査員の方が確か日本鳥類標識協会誌というところにえりも町の歌別のところで秋にバンディングして、いつ何が取れたかを結構詳しく報告しています。5本くらいあった気がします。論文誌なのですけれども、これは絶対に参考にしていただかないといけないのではないかと思います。

また、渡り鳥アトラスについてです。鳥類標識の回収記録を点で結んだ山階鳥類研究所が環境省が出している資料があるのですけれども、これを見ていただきたいです。

もうちょっと具体的に言うと、特にアオジとアカハラがすごく大事でして、特にこの二つの種類というのは日本周辺にしかいません。アオジはアジアにいっぱいいるではないかと思うかもしれないのですけれども、日本の亜種は世界的には独立種にみなされていて、鳥学会でも次の目録からは独立種になります。

渡り鳥アトラスで分かる部分なのですけれども、北海道の東半分のアオジはほとんどえりも周辺を渡って秋に本州に南下するというふうに言われていて、夜に渡っていきます。ですから、夜間のアオジやアカハラの渡りの調査は確実にやっていただきたいと思うのですが、それに関する記述がほとんどないように思いました。

図書の369ページから374ページとかのあたりですけれども、時期は結構限られて9月から11月くらいです。よく渡る気象条件やどのくらい渡るかをしっかりと把握していただきたいと思います。目視とサーマル機器による観察で結構分かるので、それを強調して指摘していただきたいと思います。かなりいろいろな種類が出まして、アオジ、アカハラ以外にも出ますので、しっかりと詰めて調査するように指示していただきたいと思います。

ちなみに、私は、今年、結構行ったのですけれども、このそばが一番多かった時は一晩で1万2,000羽ぐらい数えました。結構、風車に当たる高さを飛んでいますので、しっかりと把握していただくよう、調査の設定を確実にしていただきたいと思います。

○事務局（菅原主任） 非常に具体的なお指摘をありがとうございます。2次質問で事業者に質問をしたいと思います。質問文等については改めてご相談させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○先崎委員 何個かに分ける必要があるかもしれないので、また調整等をさせていただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見、確認等はございませんか。

○押田委員 今回、除外した区域と追加された区域が図書の608ページに出ているのですけれども、追加した地域をふと見ると、北側の区域の結構ぎりぎりの上のほうに寄っているのですよね。確か、上のほうはあと数キロメートルで豊似湖があって、ここには鳥獣保護区があります。

豊似湖は、ナキウサギが標高の低いところに棲んでいて、かなり有名な場所で、たしか、追分峠ぐらいのところで死んでいるナキウサギの死体を拾ったとか何とかという話がどこかであったような記憶もあります。正確な情報までは掴んでいないのですけれども、南の

方に新しく追加エリアが増えてしまった具体的な理由についてももう少し教えていただきたいです。

また、ナキウサギに関する配慮は大丈夫なのか、どういうふうを考えられているのかをお尋ねできればと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（菅原主任） 承知いたしました。

北区域、主に豊似湖ということでしたので、北の端に4か所ぐらいに分かれてエリアが追加されている中で、主に東側の部分についてのご指摘かと思いついて聞かせていただいていたのですが、その追加の理由として図書では林道の活用が見込めるといったような書き方だけされていたのですが、必要性がどれだけあるのかまで踏み込んで聞くといったようなイメージでよろしいでしょうか。

○押田委員 なるべく遠ざかったほうがいいかなという印象はするのです。そんなような形でお尋ねいただけるといいかと思えます。また、ナキウサギに対してどのようにお考えになっているかをお尋ねいただければと思います。

○事務局（菅原主任） 承知いたしました。2次質問で質問をしたいと思えます。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等がないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

これをもって本日の議事は7件全て終了です。

事務局から連絡事項があるとのことですので、よろしく申し上げます。

○事務局（石井課長補佐） 皆様、本日は、二つの答申文（案）を含む七つの諮問案件につきまして、長時間にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。

次回の令和5年度第8回北海道環境影響評価審議会についてです。

日程調整をさせていただいておりましたが、来年1月22日月曜日の午後の開催を予定しております。詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○露崎会長 それでは、ただいまをもって本日の審議会を終了いたします。

長い時間、お疲れさまでした。

以 上